

大戦後に於ける欧米各国の教育制度改革  
文部省編



\*0042750000\*

0042750-000

256.2-70

大戦後に於ける欧米各国の教育  
制度改革

文部省教育調査部・編

文部省教育調査部

昭12

AHD



508

256  
70

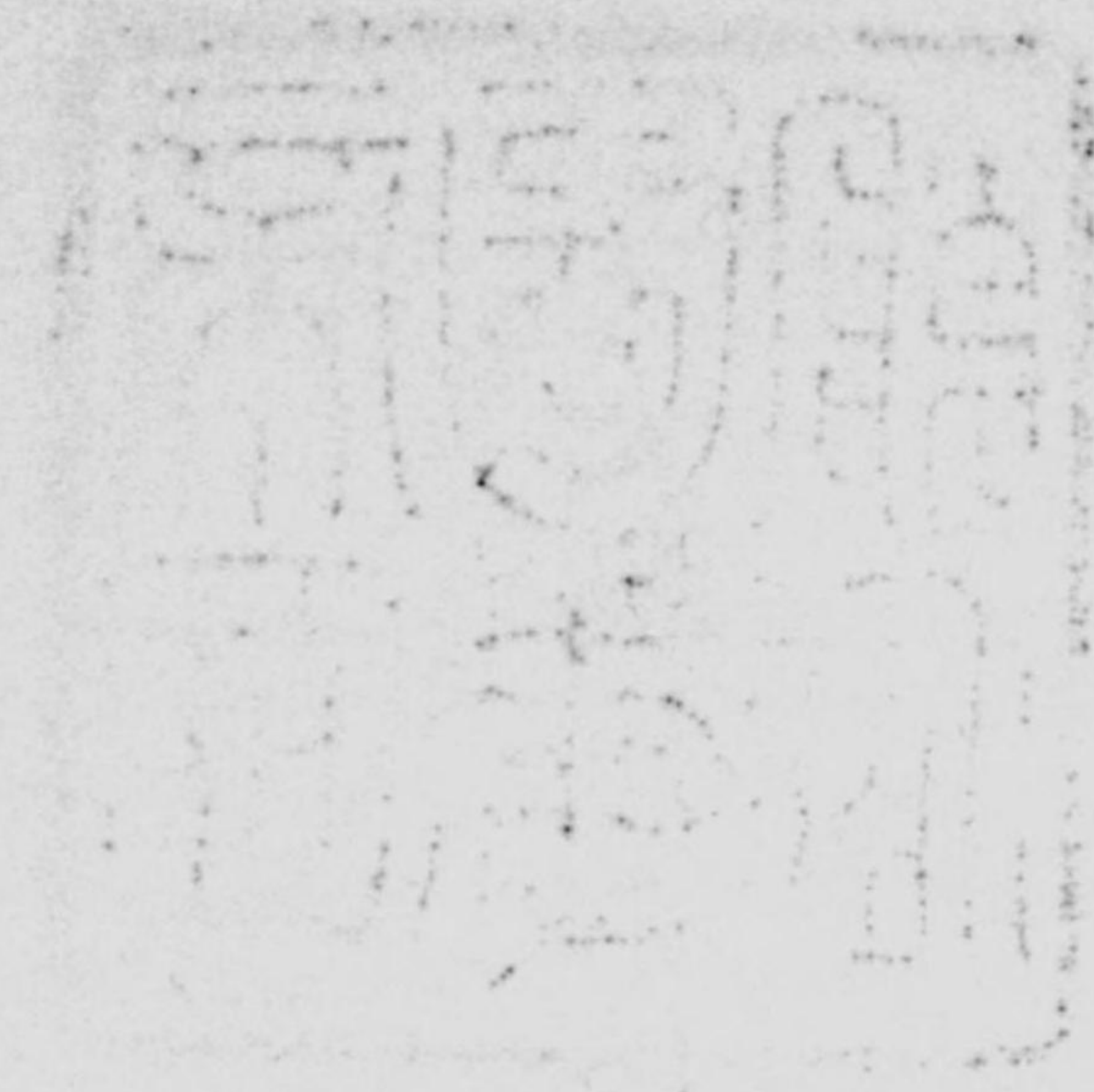
於大戦後  
けるに  
歐米各國の  
教育制度改革

文  
部  
省





大戰後に於ける歐米各國の教育制度改革





256  
70

凡 例

この小冊子は世界大戦後、英・米・獨・佛・伊・埃に於ける教育制度改革の大意につき素描を試みたものである。是等の間には改革の根本方針に於て自らその方向を同じうせる所もあるが、國により傳統及國情を異にせるものがあるので、敘説の繁簡精粗には多少意を用ひたが、一般に之を批評することは避けた。

尙、別冊「諸外國に於ける學校系統圖表並學事統計」を参照され度し。

昭和十二年八月

文 部 省 教 育 調 査 部



文部省教育調査部





gōōō  
05

## 目次

### 大戦後に於ける英吉利の教育制度改革

序説	.....	一頁
第一節	一九一八年フィッシャー教育法による改革	三
第二節	一九二六年ハドレー報告書に基づく改革	六
第三節	一九三六年教育法による改革	一一
第四節	現擧國一致内閣並労働黨の教育政策	一一

### 大戦後に於ける米國の教育制度改革

序説	.....	一九
第一節	スミス・ヒューズ條令による職業教育の振興	一九
第二節	一九一八年中等教育改造委員會の報告に基づく中等教育の改造	二〇
第三節	中等教育と高等教育との聯絡問題としてのジュニアカレッジ運動と大學卒業年限の延長	二三

目次



第四節 一九三三年聯邦職業教育局の内務省教育局への併合……………二四

第五節 地方教育費に對する聯邦政府の補助……………二五

第六節 最近の經濟的危機に對する教育政策……………二六

大戰後に於ける獨逸の教育制度改革

序 説……………二七

甲、革命政府時代に於ける教育制度改革

第一節 ワイマール憲法による教育改革の方針……………二八

第二節 學校組織の改造……………三〇

乙、ナチ政府時代の教育制度改革

第一節 ナチ政府の教育方針……………三五

第二節 ナチ政府の教育制度改革事項……………三六

大戰後に於ける佛蘭西の教育制度改革

序 説……………四一

第一節 統一學校……………四三

第二節 義務教育年限延長の實現……………五一

第三節 實業教育及補習教育の振興……………五二

第四節 女子教育の進展……………五三

第五節 體育の強化と餘暇の指導……………五四

大戰後に於ける奧太利の教育制度改革

甲、一九二七年迄の學制改革……………五七

序 説……………五七

第一節 教育行政組織の革新……………五八

第二節 師範教育の改革……………五九

第三節 中學校の改革……………六〇

第四節 國民學校の刷新……………六一

第五節 女子教育の刷新……………六二

第六節 ハウプトシューレの新設……………六三

乙、一九二七年以後の學制改革……………六四

序 説……………六四



第一節 新憲法と教育……………六五

第二節 國民學校の新教科課程……………六六

第三節 ハウプトシューレの改正……………六七

第四節 中學校の改革……………六七

第五節 大學の改革……………六八

第六節 教員養成の改革……………六九

第七節 結 論……………七〇

大戦後に於ける伊太利の教育制度改革

序 説……………七三

第一節 チェンティレの教育改革……………七五

第二節 最近に於ける小改革……………八五

大戦後に於ける英吉利の教育制度改革



大戦後に於ける英吉利の教育制度改革

## 大戦後に於ける英吉利の教育制度改革

### 序 説

古來自治と自由とを重んずる英國では國民の教育に對しても國家が率先してその任に當ることを避け、地方自治團體・宗教團體・有志團體又は裕福なる後援者等の自主的經營の發達に任せ、國家は之を助成して來た。子弟の教育は本來父兄の責務である。彼等の自覺により彼等の間に自然に起つた教育こそ眞に彼等の生活に役立つ教育であるから、國家は之を助成して自由に發達せしむべきである。眞に國民に役立つ教育は國家の干渉の少い種よりよく發達するものである」と云ふのが歴代の英國政府が採り來れる傳統的方針である。そこで英國の教育制度には次の如き顯著なる特色がある。

一、**教育行政の地方分権化** 初等及中等教育を通じて學校の設置、維持及管理は勿論その教育内容に關しても成るべく地方當局又は設立者をして夫々その土地の情況に應じて自由に之を行はしめ、政府は之に對して財政的補助及助言を與へるに過ぎない。中央政府の教育當局として文部省はあるが、これは本來委員會の如きもので Board of Education と稱し、全國の教育に對する視察監督の權限は甚だ局限せられ、國家の要求する主要事項を法令、通牒又は訓令として發布するに止め、詳細なる實施規定は多く地方教育當局に委任してゐる。従つて教育の實際は地方により、學校によつて著しき差異がある。



二、私立學校の發達 歴史的に見れば英國の教育施設は殆ど皆宗教團體又は有志團體等に依つて創設せられたもので、而も是等の多くは當時の先驅者として顯著なる成績を挙げたもので、傳統を重んずる國民性と相俟つて今尙立派な發達を續けてゐるものが少くない。殊に中等學校及大學に於てさうである。而して是等の中には私立私營にして全然中央及地方教育當局の監督外に在るものすら頗る多い。

三、校長及教員の自由裁量 私立學校は勿論、公立學校に於ても學校長は各自の學校の組織經營に關して可なり廣汎なる自由裁量の權限を有し、教員も亦一般にその教授に關して廣汎な自由を與へられ、成るべく各學校の實情に適合せる教育を行はんことを要求せられてゐる。

四、學校制度の多様性 英國の如く多種多様にして且複雑なる學校制度を有する國は稀である。而も各學校はよく創設の傳統精神を保持して各々の特徴を發揮しながら、是等全體として傳統を重んじ自治を重んずる英國民の要求によく適合してゐる。是れが英國教育制度の特徴は「全國的大機構の中に存する多様性に在る」と云はれる所以である。

右の如き次第であるから英國教育制度に關しては、從來一定の理想に依りて組織的理論に基づいて根本的改革の行はれたことはなかつた。然るに世界大戰を一期として英國に於ても將來の國民教育上國家的統制の必要が感せられ始め、遂に一九一八年にはフィッシャー教育令による大改革が斷行せられ、次いで一九二六年にはハドレー案が發表せられ爾來之に基づいて着々改正が行はれつゝある。

## 第一節 一九一八年フィッシャー教育法による改革

英國に於ても世界大戰前より教育界は勿論實業界に於ても盛に獨逸の學校制度の研究が行はれてゐたのであるが、戰爭勃發後は益々英國人をして自國の學校制度の缺陷を痛感せしむるに至つた。それは獨り中等教育及補習教育に關するものだけでなく、初等教育に關しても亦、義務出席及就學免除に關する規定並小學校の高學年に於ける教育等について幾多の缺陷が指摘せられ、特に獨逸の教育制度に於ける「組織」の特色が大いに留意せられるに至つた。

かくて國民一般が教育改革を痛切に要望するに至るや、政府に於ても教育改革を以て一般的改造計畫の一部に加へ、政府部内に委員會を設けて之が調査を命じて一九一七年三月之を改造委員會の手に移し、更に之を新設せられた改造省の教育部に於て討究し、一般の改造運動に資することゝなつた。かかる機運に乗じ時の文部大臣フィッシャー氏 (Mr. A. L. Fisher) は同年四月下院に於て教育改革に關する改革意見を述べ、次いで八月教育改革法案を提出した。然るにこの法案は餘りに中央集權的であるとして反對が多かつたので、その翌年一月、一旦之を撤回し、修正の上同月再び提出し、遂に同年八月議會を通過して一九一八年の教育法として發布せられた。

この改革法案は極めて多方面に互るものであるが、要するに世界大戰によつて發見された英國教育の缺陷を修理補成し、以て大いに戦後教育の振興を圖り、教育を民衆化してその全國的統制を完成しようとする



るものであつた。

一九一八年教育法に於ける重要な改正事項を擧ぐれば大體左の様である。

一、**文部省と地方教育當局との権限關係** 教育行政の一般的組織に關しては一九〇二年の教育令その儘であるが、特にこの法令に於ては、各區域内の教育の進歩發達を圖り、種々の要求に對する包括的な教育組織を立てることを地方教育當局の義務とし、國庫補助金は地方教育當局の提出した一般的計畫を文部省が承認した場合にのみ交付されることにした。斯くて地方教育當局としてその必要に應じて教育を實施させる上に大なる自由を與へると同時に、文部省をして全國の學校に對し一般的監督を行はせることになつた。

二、**義務教育の勵行及兒童雇傭の統制** 五歳から十四歳迄の兒童の就學を義務とし、且地方教育當局は義務教育を十五歳迄延長する細則を設け得ることとし、更に文部省の認可を得れば十六歳又はそれ以上迄初等教育を施す施設をなし得ることとした。斯くて年長にして優秀な兒童で上級學校に進まぬ者の爲、更に進みたる初等教育を施すこととし、この爲中央學校 (Central School) 又は中央學級 (Central Class) を設け得ることとした。更に地方教育當局の手によつて、兒童雇傭の統制を行ふこととなり、十二歳以下の兒童の雇傭を嚴禁し、十三歳以上の者でも日曜日には二時間以上、學校出席日には課業中又は午後六時以前・午後八時以後に於て雇傭することを禁じた。

三、**補習教育の義務強制** 補習教育を義務制とし、十四歳から十八歳迄の少年に對し、地方教育當局の定むる時期に於て毎年三二〇時間出席すべきことを強制した。これは全部無月謝制である。然しこれには工業者側から激しい反對があつたので、フィッシャー氏も當時教員補給の不足や、校舎の關係上相當の期間を経て徐々に實施するを得策と考へ、十六歳から十八歳迄の者の出席はその實施を七箇年延期することとし、更に義務出席時数は二八〇時間に減少した。

四、**學校衛生、體育施設の擴張** 兒童の健康増進を圖るため體育を學科目として重要な位置に置き、地方教育當局に休日野營(特に補習學校出席兒童の爲)・體育場・體育器械・遊戯場・學校浴場及水泳プールの設備をなす権能が與へられた。更にこれに關聯して地方教育當局をして、母の學校 (School for Mother) を設けて育兒に關する教育を爲さしめ、二歳から五歳乃至六歳迄の兒童を保育學校 (Nursery School) に收容し主としてその健康や栄養に留意させることにした。

五、**小學校無月謝制の勵行** 公營小學校を全部無月謝制とし、一切授業料を徵集してはならぬこととした。

六、**中等、高等教育の機會均等** この法令は未だ中等教育の無月謝制を規定するには至らなかつたが、兒童や青少年が授業料を支拂ふことの出来ない故を以て、才能あり乍ら彼等に有效な教育を受け得ざることをない様に地方教育當局は適當な施設を爲すべきことを規定した。更に地方教育當局は中等、高等教育を受ける貧困學生の月謝を免除するのみならず、その生計費補助 (Maintenance Allowance) をも與へることが出来る様にした。



このフイッシャー教育法に依る改革は英國としては稀な大規模のもので政府當局の熱烈な努力と一般民衆の支持とに依つて行はれたものであるが、教育法の中心問題たる補習教育の義務強制はその後、戦後の財政困難のため僅に一部に於て實施され始めたのみで容易に徹底しなかつた。其の他夏季野營、遊戯場の設備、保育學校の施設等、その實施につき種々の困難を見たものもあつたが、是等は漸次實施さるゝに至つたので改革の目的の大體は達せられたと云へよう。然しこの法令は宗教團體管理の下に特定の宗教教授を行ふ非公立學校 (Non-provided School) をも公立學校 (Provided School) と同様に公營小學校 (Public Elementary School) として、その維持に對し公費の補助を與へると云ふ一九〇二年の教育令の制度をそのまま採つたため、一八七〇年の初等教育令當時からの懸案であつた宗教教育の二重統制問題は依然として解決されるに至らなかつた。

## 第二節 一九二六年ハド―報告書に基づく改革

所謂「中學校」(Secondary School)に進まない十一歳乃至十五歳の兒童に對して「全日制初等後の教育」(Post-Primary Education)を施せと云ふ要求は別に新しいものでもなく、又英國だけに限られた問題でもない。英國に於ては一八七〇年初等教育令の發布に依り初等教育が著しく發達して來たにも拘らず、中等教育の施設は甚だ不十分でこの頃既に十四歳乃至十五歳迄小學校に残る兒童の教育を如何にすべきかが問題となつた。そこでこれ等の兒童に下級の中等教育を施す施設として高級學校(High Grade School)、高等

小學校(Higher Elementary School)、中央學校(Central School)等種々の試みがなされ、又一九一八年のフイッシャー教育法に於てもその中心問題として青年教育の問題を取扱ひ、補習教育の義務強制を規定したが、容易に實施されるに至らなかつたことは前述の通りである。然るにこの青年教育の問題は戦後大陸諸國及米國に於ても重大な問題として各方面で論せられた如く、英國に於ても總ての國民に對して教育の機會を均等にし、社會的階級の如何に拘らず、兒童生來の性能、將來の進路に應じて出来るだけ適當の教育を施さうとの要求が益々盛になり、勞働黨を中心として「總てに中等教育を」(Secondary Education for all)の叫びが擧げられ、青年教育問題の解決は愈々急を要するものとなつた。かくして終に一九二四年二月ハド―卿(Sir Henry Hadow)を委員長とする文部省諮問委員會に於て青年教育に關する調査を行ふこととなつた。而してこの委員會に課せられた任務は

「(1) 中學校以外の學校に於て十五歳に達するまで兒童に全日制教育を施す課程の組織、目的及學科目を攻究し、且之を報告すること。而してこの際注意すべきは適當な普通教育を施すに必要なる要件と共に、出來得る限り兒童の多種多様な趣味、能力に應ずる各種の學科目を設けること並商業・工業・農業等兒童の將來就くべき職業を考慮に入れること

(2) 之に附隨して(a)課程修了後の兒童學力を考査する方法、並(b)適當なる場合正規の入學年齢以上の年齢に於て、兒童を中學校に轉校せしむる方法手續に關し參考意見を提出すること」

であつた。右の様な任務を帯びてこの委員會は英國に於ける舊來の制度並諸外國の制度を調査し、これに



基づく参考意見を附して一九二六年その報告書「青年教育に關する報告書」(Report of the Consultative Committee on the Education of the Adolescent)を發表した。この改革意見がボールドウィン内閣(一九二四—一九二九年)及マクドナルド内閣(一九二九—一九三一年)の教育政策として採用され、之に基づいて現在の教育制度改革は行はれてゐるのである。

扱この報告書の参考改革案の根本方針とするところは全國的中等教育制度を確立して十一歳以上の全部に何等かの形で中等教育を施さうと云ふのである。即ち現在の制度に於ては、初等教育は五歳より十四歳迄となつて居り、兒童の極めて小數(一割)が十一、二歳で選抜試験を通つて公立中學校その他中央學校に進み、殘の大部分は十四歳迄小學校に残り、生活に對する何等の準備もなくして社會に投げ出されてゐる有様である。かゝる制度は社會的に見て、國民に十分なる教育の機會を與へない不公平なものであり、又之を教育的乃至は心理學的に見ても、その教育が兒童の發育程度に適應してゐない點に於て不適當な制度である。故にかゝる不適當な制度は速に之を改革し、初等教育(Primary Education)を十一歳迄として「初等教育」と「初等後の教育」(Post-Primary Education)との時期を明確に分ち、十一歳以上の兒童に對しては是等の正常な兒童全部が更に十四歳迄(出來得るならばなるべく速かに十五歳迄)夫々の能力、性向、趣味及將來の目的に應じた教育を受け得る様な「初等後の教育」制度を設け、以て兒童の人格を陶冶し閑暇を有益に利用し得る趣味を養成し、且實用的知能を啓發して之を指導しよう云ふのである。この参考案の内容は大體次の通りである。

- 一、初等教育は十一歳を以て終りとし、これに次いで教育上新しい段階、即ち「初等後の教育」が始まることとする。
- 二、初等教育を終つた正常な兒童は全部この何等かの形の中等教育に進むべきこととする。「初等後の教育」は現存の「中學校」(Secondary School)(之をグラマ・スクール Grammar School と呼ぶ)の他、修業年限、兒童の趣味・能力に應じた學科課程を有する種々の中等學校(之をモダン・スクール Modern School と呼ぶ)を含まなければならぬ。
- 三、新しい中等學校(モダン・スクール)の教育は初等教育の單なる繼續延長ではなく、「更に進んだ」ものであり、而も書物によるのみでなく、實務教育、實習を重んずるものでなければならぬ。是等の學校の初學年に於ける學科目は大體現存の中學校(グラマ・スクール)と同じく、最後の二學年に於ては將來兒童の就く業務に直接關係ある「實務教育」(Practical Instruction)を施さねばならぬ。
- 四、十五歳以上の「中學校」教育を受け得る能力ある兒童は、十二歳乃至十三歳で新しい中等學校から中學校へ轉學出來る規程を設け、又反對に中學校から新しい中等學校又は下級實業學校(Junior Technical School)へ轉學出來る様にする。
- 五、十一歳以上の兒童は全部その趣味・能力に最も適した中等學校へ進まねばならぬが、何れの學校に進むかは十一歳で筆記及口述試験を行つて之を決める。又新しい中等學校を卒業した者の學力を検査するため、十五歳で受ける卒業試験(Leaving Examination)の制を設け、その合格者には證明書を與へ、



之には校長が試験科目の實務科目の成績證明を附け加へること。

六、今より五年後即ち一九三二年度より、義務教育年限を十五歳まで延長する法令を出すこと。

右の様にこの參考改革案は現在の中等學校即ち中學校、下級實業學校、下級美術工藝學校 (Junior School of Art) 等には殆ど觸れず、只是等は更に發展せしめ、一方新しい中等學校を作つて中等教育制度を充實せしめようとするものである。

ハドー報告書の發表前、既に文部省は通牒を地方教育當局に發して十一歳以上の兒童を收容する新施設を爲さしめ、又舊施設の改造を促したが、一九二八年更にこの報告書の改造案に基づき「教育の新展望」(New Prospect of Education) と稱する小冊子を出して十一歳以上の兒童全部を收容する新しい施設、即ち選抜制並非選抜制の中央學校又は上級學校 (Senior School) の新設、或は小學校に之は組織を別にする上級部の併設を奨めた。(是等は法令上に於ては未だ初等教育に入れられてゐるが本質的には初等後の教育を施すものである) 又之に伴ひ舊小學校を改造して右の上級部 (Senior Department) (十一歳—十三歳)、下級部 (Junior Department) (八歳—十歳)、及幼兒部 (Infant Department) (五歳—七歳) に分けることをも地方教育當局に奨めた。さうしてこれと相呼應して、一九二八年には諮問委員會が初等學校(幼兒部を除く)の調査に當り、更に引續いて一九三一年には幼兒學校 (Infant School)、保育學校 (Nursery School) の調査を行つた。これ等の報告は夫々「初等學校に關する報告書」(Report on the Primary School) (一九三三年) 及「幼兒學校及保育學校に關する報告書」(Report on Infant and Nursery Schools) (一九三一年) として發

表され、「青年教育に關する報告書」と共に三部を以てハドー報告書は完結した次第である。

この改革には地方教育當局と宗派團體との協力、學校の公立・有志立二重制度に伴ふ種々の困難の調整、兒童通學の送迎、生計費補助、兒童の趣味・能力に最も適する學校の選擇方法その配置等種々困難な問題を伴なつてゐるが、地方教育當局は一九二六年以來この改革に忙しく、一九三一年後半の經濟的危機によつて豫算の削減にも拘らず、今日迄に著しい進歩を見せてゐる。一九三四年文部省の報告に依れば十一歳以上の全國兒童の總數中、五三パーセントが改造された學校又は學級に收容されてゐる。

### 第三節 一九三六年教育法による改革

義務教育年限の延長に就ては、既にハドー報告書に於てその必要が力説され、一九二九年末には労働黨内閣の文相トレヴェリアン卿 (Sir C. Trevelyan) が一九三一年四月を期して義務教育年限を十五歳まで延長する法案を提出した。だが主として經濟的理由のために、この法案は通過しなかつた。さうしてその後屢々論議されてゐたが一九三四年頃より漸次恢復の兆候を示してきた英國經濟の好調と呼應して、遂に一九三六年七月舉國一致内閣の手によつてこの義務教育年限を十五歳まで延長する法案が通過成立した。

一九三六年教育法の内容は大體次の如くに要約し得る。

一、義務教育年限を五歳より十五歳までの十箇年とする。但し (a) 兒童が有益なる雇傭關係に入りたる  
とき、或は (b) 兒童の家庭が貧困にして、その兒童の勞働力の補充が必要とさるとき、この何れかの場



合には最後の一年の就學義務は免除する。

二、右の義務教育年限延長と關聯して、ハドリー報告書に基づく十一歳より十五歳までの児童の教育施設編制を促進し、そのために非公立小學校に建築補助金を賦與する。

この教育法はハドリー報告書に基づく改革案の完成への前進ではあるが、廣汎なる免除規定を設けたために、その實質的效力に就ては可なり多くの疑問がもたれてゐる。

#### 第四節 現舉國一致内閣並労働黨の教育政策

尙一九三五年十一月の總選舉に際し、ボールドウィン舉國一致内閣の發表したる教育改革案は次の如くである。

先づその教育に對する根本方針を、「基礎的教育以外の教育が少數に限られた時代は永久に過ぎ去つてしまつた。國際的に見ても、國家的に見ても、又個人的に見ても今日程教育的デモクラシーの必要な時代は未だ嘗てなかつた。即ち國際的には、吾々が、吾が議會政治を確保し、尤もらしい議論によつて他の諸國が苦しんでゐる非立憲的政治形態に誘ひ込まれないだけの分別を得るために、國內的には、國民各自が、國家の幸福のため出来る限りの貢獻をなし、又吾が國が世界の競争場裡に立つて自由にその最良の頭腦を行使し得るために、更に個人的には、今日の児童が眞の教育の賜として、夫々自己の職務及閑暇を最大限度に享樂し得る様な明日の國民とならんがために、教育的デモクラシーの必要なること今日の如きは

ないのである。本政策の遂行は教育の目的に關する舊概念の改鑄を含むものである。初等教育の段階以上に進まない吾が國大多數の児童をして讀書・算術に熟達せしめるといふだけでは未だ十分ではない。吾が國青少年の受ける學校教育が、彼等をして就職に適せしめると言ひ得ても未だ十分ではない。教育の眞の職能は單なる知識の傳授といふことよりも更に廣大なものである。吾々の目的は、總ての児童をして心、手、眼及身體に關する最善の訓練を受けしめ、之によつて得るところあらしめるといふことではなければならぬ。而して吾々は全日制學校教育の年限が終つても、努力を弛めることなく、青年達が更にその知識を増し、その技術を練磨し、身體を健全にする様、出来る限りの助力及獎勵をしなければならぬ」と述べ、ついで具體的な諸政策をあげてゐる。即ち

一、義務教育年限の延長と有志立學校に對する建築補助金 義務教育年限延長の提案は、一般に全児童が十五歳に達する迄學校に留まることを要求し、それに依つて賃銀収入を失ふ者には生計補助費(Maintenance Allowance)を交付するといふ形式をとるのが普通である。が然しかゝる方式は一方簡單であるといふ長所を持つてゐるが他方融通性を缺くものであり、種々の理由からこれを直ちに採用するといふことは考へなければならぬ。依つて舉國政府は義務教育年限を十五歳迄延長し、有益な仕事(Beneficial employment)に就く者に對しては、十四歳から十五歳迄の間これを免除し得ることに決定した。

然しこの義務教育年限延長の實施は、ハドリー案による改造の完成と有志立學校の協力とに俟たなければならぬ。而して有志立學校は、何等か補助手段を講じなければ、この新しい要求に應ずることが出来



ないと云ふことを政府は認めてゐる。従つて義務教育年限延長法案は、地方當局に或一定期間、義務教育年限延長及學校組織改造の目的を以て有志立學校管理者へ建築補助金（特殊な事情の下に於ては新上級小學校を設ける補助金を含む）を交付する権能を與へるであらう。

（この項は前述の一九三六年教育法となつて實現せられた。）

二、小學校の設備改良 舉國政府は不完全な校舎敷地を無くし、多人數學級の數を減少することをその政策として強調する。

三、教育の機會均等 頭腦は唯一階級のみに限られた特權ではない。これは最も富裕な家庭に於ても最も貧困な家庭に於ても見出される筈である。而して何處に見出されようとも、國家のためにも個人のためにも、これには出來得る限り發達の機會を與へなければならぬ。能力あり將來ある貧困兒童をして小學校から中學校へ、中學校から大學へ進ましめる種々の手段が講せられてはゐるがまだ、狹範圍に失する。これを廣くするため、舉國政府は中學校入學者に對する授業料全額免除又は一部免除の割合を定むるに當り、地方當局の裁量に委せられた制限を全々撤回する考である。更に大學に於ける國家奨勵金の件數を増加すると同時に、これをあらゆる中學校出身者に開放し、又この奨學金及其他の國家給費による補助額を増加する考である。かくすることによつて、最も有爲の兒童は、資力の乏しいため進路を妨げられることなく、教育の最低段階より最高段階に進む十分の機會を與へられるであらう。

四、實業教育及成人教育の振興 吾が國教育制度中實業教育程國家的に重要な部門はない。蓋し實業學校を多數設け、これを近代的にすることは、國際貿易競争に於て吾が國が成功を收めるに必要缺くべからざることである。舉國政府は地方教育當局及實業關係者と協力し、この方面の徹底的振興運動に乗出す考である。即ちこの運動に於ては或一定期間に、現代施設を近代化し、産業の變遷又は其の他の理由で實業教育施設を有たない、又あつても學生や地方産業の要求を満たすに足りない様な地域に新しい實業學校を建設しようとするのである。尙舉國政府は、成人達によつてなされる熱心な研究の價值及これをなさんとする要求を十分に認め、この運動の全國的發達に對しあらゆる助力を惜まない。

五、健康及體育 國民體位向上のために、舉國政府は専心努力する積りである。この目的のために次の諸點に特別の注意を拂はなければならぬ。(1) 保育學校。五歳以下の兒童達にとつて最適の場所は家庭であるが、然し止むを得ない事情で母親達が、これ等の兒童達に必要な十分の世話や注意を拂ふことの出來ない地方には、舉國政府は保育學校を設置することを奨勵する考である。これ等の學校では榮養ある食物・新鮮な空氣・熟練した注意が、最も幼少な兒童達を助けて小學校への良好な出發をなさしめるであらう。(2) 學校醫務。學校醫務の目的は、兒童の定期身體検査によつて、不健康の兆候を初期の中に發見し、かゝる兆候の認められた場合には、その兒童をして適當な治療を受けさせるといふことである。この施設は漸次發達してきてゐるが尙地方に於ては——殊に齒科に於て——十分ではない。よつて舉國政府は地方教育當局に奨めて、これ等の缺陷の存する所ではそれを補はしめ又整形治療所及戶外學校の様な治療並豫防施設をも更に多くする積りである。(3) 體育。併し保育學校は最も幼少の兒童達を



して人生への健全な出發をなさしめ、學校醫務は不健康を豫防し、又治療するに大いに役立つが、身體の健康は組織的な體育によつて始めて維持されるものである。かゝる訓練に於ては戶外競技が重要な位置を占めるが、體格を改良し、全身を出來得る限り好適な状態に置くといふ見地からして更に重要なのは、學校構内及野外に於ける體操である。依つて學國政府は地方教育當局及其の他關係者達と協力してあらゆる種類の學校を網羅する綜合的體育組織を作らうと思ふ。然し青年達が體操を續行する機會を最も必要とするのは、彼等が學校を出て事務所又は工場に勤務した場合である。この必要に應ずるため俱樂部其の他の有志團體によつて作られた既存の施設を、更に發展させそれを補ふ様、出來得る限りの努力を拂はなければならぬ。

これ等の諸政策は、總選舉に於ける政府側の大勝と相俟つて、徐々ではあるが順次實行に移されつゝある。

これに對し、勞働黨は一九三四年十月の黨大會及一九三五年十一月總選舉に於て、その教育政策の大綱を發表してゐる。學國政府の教育政策に比し著しい對照をなす諸點を擧ぐれば次の如くである。

一、義務教育年限の延長に關しては、勞働黨は速に全兒童が十五歳に達する迄學校に留まることを要求し、今後可及的に十六歳に達する迄更に年限を延長することを主張する。さうしてこの間、政府側の主張する様な免除規定は一切附せざることとするが、これによつて賃銀收入を失ふものには十分なる生計補助費を與へる。

二、其の他の學國政策の宣言してゐるところの小學校設備の改良、教育の機會均等、健康及體育施設に關する諸點に就ては勞働黨もほと同意見であるが、政府案よりも更に急進的、積極的なところが注目される。

三、實業教育の振興に關しては、勞働黨は特に言及してはゐないが、「初等後の教育」と「中學校に於ける教育」と特に區別し、教育に於ける階級特權制を保持せんとする現政府の方針には反對であると述べ、中等學校の教員及設備を總て現在の公立中學校に迄高め、更に中等學校の無月謝制の斷行を主張する。

四、右の外、勞働黨の政策として注目されるものは、教員減俸の全額復活、兒童給食制の擴大等である。

尙現在英國に於ける政治的勢力は次の如し。

政府側が壓倒的に優勢である。

議席總數	六一五
政府側(保守黨中心)	四三一名
反對側(勞働黨中心)	一八四名

(完)



大戦後に於ける米國の教育制度改革



## 大戦後に於ける米國の教育制度改革

### 序 説

米國はデモクラシーの精神に基づき世界各國に先んじて最も民主的なる教育制度を確立し、下は小學校より上は大學に至るまで一貫せる單線型學校系統を組織し、總ての國民に對して各自の性能と境遇とに應じて最高最適の教育を受くる機會を均霑せしめんことを期してゐる。従つて現在米國に於ては歐洲諸國に於て見る統一學校に關する如き問題はない。然し教育行政に關しては大體英國に於けるが如く、教育の責任は之を地方自治體に委ぬるを原則としてゐるから、各州に於てすら文部省はありながら之による中央統制は甚だ不十分である。況んや、聯邦に於ては憲法上教育に關しては何等の規定もなき程なれば文部省もなく、僅に内務省の教育局に於て聯邦教育に關する調査報告を主とし、一部の教育費補助及之に關する監督を爲すのみで聯邦政府による教育行政の中央統制は殆ど行はれてゐない。

従つて近年教育制度の改革は主として教育の内容、教育機關の組織・維持及統制等の問題に向けられてゐる。左に世界大戦後に於ける是等の問題に關する重要な事項を列擧する。

### 第一節 スミス・ヒューズ條令による職業教育の振興



一九一七年聯邦政府は職業教育振興の必要を感じ、スミス・ヒューズ條令を發布した。この條令によつて聯邦政府は聯邦職業教育局 Federal Board for Vocational Education を創設して全國の職業教育に關する視察監督を爲し、且一定の條件の下に商業・工業・農業及家事の教育に對して各州に補助金を交付し次の事項を実施せしめた。

- 一、職業教育は之を公共の監督統制の下に置くこと
  - 二、職業教育の目的は有用なる職務に就くに適するものたるべきこと
  - 三、職業教育はカレッジよりも程度低くして、既に職に就ける又は就かんとして職業準備を爲しつゝある十四歳以上の者の要求に應ずる様立案せらるべきこと
  - 四、州又は地方自治體は職業學校に必要な計畫及設備をなすべきこと
  - 五、如何なる學校に於ても職業教育維持費は毎年州によつて定められたる額を下ることを得ざること
  - 六、教員は少くとも職業教育に必要な最低資格を有すべきこと
  - 七、職業學校はその授業時間の少くとも半を有益なる生産基礎に關する實地作業に充當すべきこと
- この條令の發布後米國の職業教育は劃期的な發達を遂げて來た。

## 第二節 一九一八年中等教育改造委員會の報告に基づく 中等教育の改造(所謂六三三案とジュニアハイスクール運動)

米國の中等學校なるハイスクール High School は、曾て植民當初歐洲よる移植したカレッジ College の豫備學校なる文典學校 Grammar School が民衆化して上から下へ、民衆の間に起つた小學校が向上して下から上に發達して両者が融合し、小學校とカレッジとの間に出來上つた米國独自の公立中等學校である。カレッジとハイスクールの聯絡は傳統的に十八歳と定めてゐるが、ハイスクールと小學校との聯絡は、早く獨逸の八年制國民學校に倣つて小學校を八年制とし、之を四年制ハイスクールに接続せしめて、所謂八四案を形成したことに問題が残された。即ち、小學校第七、八學年の兒童は既に青年初期に屬してそれ以下の兒童と教育上區別する必要があり、且その教育内容も兒童の要求に適合せず之が爲に中途退學者が激増して、中等教育の普及政策上にも大なる障礙のあることが發見せられた。こゝに於て兩者の聯絡を十二歳に於てし、小學校六年、ハイスクール六年と改正し、ハイスクールは更に之を下級ハイスクール Junior High School 三年、上級ハイスクール Senior High School 三年に別けて所謂六三三案を提唱するものも出來たが、未だ輿論の之を統一に至らなかつた。

加ふるに前世紀後半以來急激に増加せるハイスクールはその組織編制に於ても、亦學科課程に於ても多種多様にして適歸する所を知らない状態であつた。

そこで一九一三年全國的に大規模の中等教育改造委員會が組織せられ五箇年の調査研究の結果、一九一八年中等教育の根本原理 Cardinal Principles of Secondary Education が報告せられ、之に基づいて各學科の教授に關する改正案も亦續々報告せられ、ハイスクールに於ける中等教育に確固たる指針を與へた。



而してこの根本原理に於ては六三三案を推奨し、之に依るハイ スクールの教育目標・組織編制及學科課程に關する方針を明らかにし、ハイ スクールは小學校修了者を全部收容すべき所であるから可成包括的組織とし、其の課程を多様として選擇の自由を認めることとし、下級ハイ スクールに於ては生徒の素質境遇に鑑みて適性指導を爲すと共に上級に進むものには之に對する基礎教育を授け又卒業後直ちに實生活に入るものには近易なる職業教育を施し、上級部に於ては將來の進路に應じて種々の學科課程を分ち、カレッジ又は師範學校等に進むもの及農・工・商・其の他の職業に就くもの等に對してそれ／＼適當なる教育を施さんことを勸奨した。爾來米國の中等教育は大體この指針に従つて改正せられ、之によつて六歳より十八歳に至る初等及中等教育を選抜、無月謝にて施し、以て、所謂「總てに對する公立學校に於ける無月謝教育 Free education in the public schools for all」の實現を期してゐる。かくて一九三〇年には從來のハイ スクール一三、八七六校に對して改造ハイ スクールは五、七七七校に及び、其の在學生徒數は殆ど相伯仲するに至つたといふことである。然れどもこの改造ハイ スクールは可成大規模の組織を要するに反し、米國の田舎のハイ スクールには其の規模極めて小にして、而もその數頗る多く、全米のハイ スクールの約半數は全校生徒數僅に五十人以下にして、中には三十人、二十人のものも少くなく、十人内外のものもある有様であるから、この六三三案の機能を十分發揮せしむることは主として比較的規模の大なるハイ スクールに止まり、之を全國的に普及徹底せしめることは殆ど不可能のことであらう。

### 第三節 中等教育と高等教育との聯絡問題としての

#### ジュニア カレッジ運動と大學卒業年限の延長

中等教育改造委員會の報告によつて初等教育と中等教育との關係は解決せられたが、中等教育と高等教育との關係は未解決のまゝ残された。蓋しハイスクールの教育内容が近代化、民衆化によりて多種多様に分化した、ことに職業教育を重視したことはカレッジに於ける高等教育の基礎としては次第に不適當になつた。こゝに於て、植民當初以來の傳統的カレッジにも近代化的變化はあつたがその高等教育を完成する爲にはカレッジ自ら基礎教育を補ふ必要が起り、四箇年課程の前半二箇年がそれに充當せられ、その教育は中等教育の性質を帯ぶるに至つた。然るに一方ハイ スクールの急激なる増加に伴ひ、その卒業者にしてカレッジに入學せんとするものも増加し、通學上からも、亦教育の聯絡上からも、ハイ スクールに於て、カレッジの前半二箇年の教育を受けんことを望むものが多くなつた。そこで遂にカレッジを二箇年宛上、下二級に分ち下級カレッジ Junior College を分離して、之をハイ スクールに併設せんとする運動が起つて來た。シカゴ大學に於ては既に大戰前より之を實施し始め、之に倣ふものも多く、大戰後には益々その發達を見るに至り、一九三二年には下級カレッジは公私立併せて四六九校を數へるに至つた。

この問題によつて中等教育は二箇年延長せられ、其の結果カレッジに於ける高等教育は二箇年短縮せら



れることゝなつた。然るに米國に於ける近代文化の發展は頗る顯著なるものがあり、四箇年のカレッジの教育を以てすら尙之に應じ難き感ある所へ、斯くの如く更に二箇年を短縮しては益々その不足を感ずるに至り、専攻科 Post Graduate Course に残つてその缺を補ふ者が次第に増加し、今や米國の高等教育はカレッジから、その専攻科に移り、M. A. や Ph. D. の學位はこの専攻科に於て二、三年乃至數年の研究を経なければ得られないことになつた。而して通常、大學 University と稱するは、かゝる専攻科を有する數箇のカレッジの綜合組織に對する名稱となつた。こゝに於て、大學卒業年限過長の問題が起り、之を短縮せんとする運動は前世紀末よりの宿題として盛に討究せられてゐるが、未だその解決を見るに至らない。

#### 第四節 一九三三年聯邦職業教育局の内務省教育局への併合

聯邦職業教育局が新設せられて十六年、一九三三年八月大統領令によつて、内務省に併合せられ、同年十月内務大臣によつて更に教育局長の下に移管せられた。之によつて從來兩者の間に横はれる不統一が一掃せられ、新しい綜合的組織によつて普通教育と職業教育との二制度が相並行し、而もよく調整せられることゝなり職業教育振興上一層有效となつた。前述の如く米國聯邦政府には文部省がなく、内務省の一局として教育局があるに過ぎず、國民教育の國家的統制機關を缺如してゐるので、世界大戦後は屢々その特設の必要が唱道せられ、幾度か議會にも提案せられたが、未だその實現を見るに至らない。然るにこの合併は多少なりとも教育局を強化し、國民教育の國家的統制に一步を進めたものとして歓迎せられてゐる。

#### 第五節 地方教育費に對する聯邦政府の補助

現在米國には地方教育費に對する聯邦補助に關する要求が高まりつゝある。その遠因は米國憲法が聯邦政府の全國教育に對する管理監督に關する規定なく、教育の責任は主として地方自治體に委せられ、米國全體としては勿論、各州に於てすら十分教育行政上の統制が行はれず、教育費は多く各地方の自治體に偏在して甚しく均衡を缺いてゐる。例へば教員俸給の如きも地方により大なる差異があり、又一方に富裕にして近代的設備を完備せる學校を有する地方あれば、他方に貧弱にして學期の短縮、學校の閉鎖、教員俸給の不拂等を續出する地方もあり、かゝる教育財政上の諸問題に關して種々の政策が講せられてゐるが、未だ全面的且根本的解決に至らない。斯くの如き事情に鑑み、

- (1) 一九三四年二月聯邦政府は學校閉鎖又は學期短縮の止むなき事情に直面せる人口五〇〇人以下の貧弱町村に於ける初等及中等學校の教員俸給に對する聯邦救済資金を交付することとした。その交付を受けた州は三十三に上り、その内七州は各一、〇〇〇、〇〇〇弗以上の交付を受けてゐる。
- (2) 同年又、成人教育の振興、保姆學校、カレッジ學生の時間制雇傭其の他の教育事業費として約三六、〇〇〇、〇〇〇弗
- (3) 更に農・工業のカレッジ及職業教育其の他の補助として一〇、四三六、四二三弗が交付せられた。然し此等の交付金は皆恒久的のものでなく、暫定的救済資金に過ぎない。依つて是等



は前述のスムス・ヒューズ條令の如く之を法律化し、その制度を恒久的のものとする必要が叫ばれてゐる。

### 第六節 最近の經濟的危機に對する教育政策

近來米國に於ける經濟的不況は容易に恢復しないので、學校教育費の缺乏益々甚しきを加ふる地方少からず、之が爲に米國教育の傳統的政策なる「總てに對する無月謝の公立學校教育」なる機會均等の實現は危機に頻するとして、各方面に於て之が打策が講せられ次の如き對策が勸奨せられてゐる。

- (1) 學校の目的及教育の目標を廣く再認識すること
- (2) 行政、監督官及教員の中、資質不十分なるものは之を罷免すること
- (3) 狭小なる學校區は之を併合すること
- (4) 或州に於ては租税制度を近代的に改正すること
- (5) 州の教育資金を州内各地方に均等に分配すること
- (6) 成人教育を刷新すること
- (7) アメリカ合衆國の教育關係者（教員・父兄及教員に關心を有する市民）を一致團結せしむること

(完)

## 大戦後に於ける獨逸の教育制度改革



## 大戦後に於ける獨逸の教育制度改革

### 序 説

大戦後今日に至る迄の獨逸に於ける教育制度改革は、之を(一) 革命政府時代(一九一八年十一月より一九三三年一月に至る)と(二) ナチ政府時代(一九三三年一月より現時に至る)の二大時期に區別することが出来る。

兩時代を通じたる改革の目標は一言にして之を蔽へば所謂統一學校の完成と云ふことである。

統一學校とは國家が其の成員をしてその個性に適應したる機能を分擔せしむるが爲に、社會的又は經濟的の特殊地位より生ずる教育の特權を排除し、被教育者の個性及意志に従つて教育し、しかも全國民の子弟をして等しく教育の機會に均霑せしめ、自由にその天稟を發展せしめ得るやう全教育制度を有機的統一的に組織すると言ふのであつて、帝政時代に於ける階級的・特殊的・拘束的・分離的な教育組織に完全に改革を加へんとしたものである。

此の點は革命政府時代もナチ政府時代も同様であつて、何れも着々此の目標を事實の上に現はさんと努力したものと見ることが出来る。たゞ教育内容上の理念と實施の方向とに夫々特色を有してゐる。即ち、

(a) 指導精神より見れば、革命政府時代に在つては大部分が新人文主義的國家主義を、ナチ政府時代は



民族主義的國家主義を根據として居る。其故に前者では人間性の教育がより多く考慮せられ、後者では民族性への教育が重視されて居る。

前者は國民文化に彩色された合理的國家を、後者は血と土に即した民族文化による強力なる國家を目標とし、前者では國家成員の人格の自由及平等が基礎となり、後者では民族國家自體の自由及平等が基礎となつて居る。従つて後者にあつては個人の犠牲・從順等が教育上の標語となる。

(b) 統一學校概念の見方よりすれば革命政府の時代では統一學校案はより多く組織原理としての方面が重視せられ、ナチ政府時代では寧ろ陶冶理念の原理としての方面が強調せられてゐる。

(c) 統一學校案の實施上より見れば革命政府時代には學校教育の組織の改造に、ナチ政府時代には學校教育の内容的方面の改善と學校教育以外の青年教育組織の改造に力を用ひてゐる。

## 甲、革命政府時代に於ける教育制度の改革

### 第一節 ワイマール憲法による教育改革の方針

一九一九年十一月革命政府により發布せられたワイマール憲法に於ては前世紀末より戦前まで各方面に於て十分討究せられて來た統一學校の根本精神が規定せられた。今其の主要なるものを擧ぐれば、

- 一、國家統制 各邦を統一する教育規定を作り國として全體統制を行ふこと
- 二、學校設置主體 學校の設立は國、邦又は公共團體が行ふことを原則とし、補充として私立學校を認

可すること

三、學校の監督 學校の監督に當るものは専門的知識を有する官吏たること

四、教員の身分 公立學校の教員は國家の官吏たる權利を有し義務を負ふこと

五、基礎學校 基礎學校を創設し從來の豫備學校は之を廢止すること

六、就學の義務 滿六歳より滿十八歳まで基礎學校、國民學校上級部及補習學校への就學を以て一般の義務とする

七、學費の補助 國民學校、補習學校の教育及學用品は之を無償とすること

八、學校系統の改造 何人も先づ基礎學校（四年）に就學し、之を卒りたる後は各自能力に應じて國民學校上級部、中間學校、高等學校及職業學校等々適當なる學校へ進學せしむることとし、如何なる學校へ進むも能力あるものは大學へ進學し得る路を開くこと

九、素質本位の進學 各兒童は父兄の地位、貧富等に依ることなく其の素質に依つて進學の經路を定め、貧困なるものゝ子弟にして秀才なるものには公費を以つて補助すること

十、學校教育の目標 各學校は獨逸國民性及國際的協調の精神を以つて道德的公民的人格を陶冶し、職業的堪能を養成するを目標とすること

二、宗教々育 國民學校は兒童の入學に關しては宗派的差別を設けざること。世俗的世界觀の學校をも組織し得ること



三、教員の養成 教員の養成は高等教育一般に行はれる原則に依つて行ふべきことを全国的に一律に規定せること

等である。各邦に於て之が具體的實施を圖る爲一九二〇年全國學校會議 (Reichsschulkonferenz) を開催して十分討議を盡し、之に基づいて逐次法律を制定して次の如く之が實現に努めた。

### 第二節 學校組織の改造

#### 一、基礎學校の實施

一九二〇年四月二十八日附法律に依つて修業年限四箇年の基礎學校を設け、社會各階級の兒童を之によつて共に教育することとし且從來上流の子弟の爲に設けられたる高等學校附屬の豫備學校 (修業年限三箇年) を廢止した。次いで一九二一年三月十六日プロイセンでは基礎學校教科課程を定めた。其の中特に注意すべきは新に郷土科を加へ又初學年の教授を合科教授としたこと及教育上作業學校の主義を採用したことである。

#### 二、國民學校規定の改正

一九二二年十月十五日附を以てプロイセン文部大臣は國民學校上級の學科課程を定めた。其中、基礎學校について示せること以外特に注意すべき點は、

- (a) 上級學年にあつて一層實際生活の要求に應せしむること
- (b) 才能ある兒童に對し、上層學校 (アウフバウシュール) への入學準備につきて考慮せること

(c) 手に依る作業を重視せること

(d) 教科目中男子に手工、女子に家事を、施設の許す限り教授すべきこととせること、等である

#### 三、中間學校の改善

一九二五年六月一日附中間學校規定に依つて中間學校の全學校系統上の地位を明らかにした。その内容の重なるものは

(a) 中間學校の地位 國民學校は國民としての一般的教養を與ふる所、高等學校は大學への準備的教養を與へ社會の指導者となるべきものを養成する所なるに對し、中間學校は實社會に於ける指導者たる勞務者との中間の地位を占むべき實務者を養成する所で、一面に於ては一般的教養を高め、他面に於ては土地の情況に應じ此等の要求に適切なる職業的教養を與へる。

(b) 學資補給 中間學校は主として中流以下の子弟の教育所であるから優秀な兒童にしてその父兄が經濟的に恵まれない場合には無月謝とし、尙相當の學資を補給し得ることとなつてゐる。

(c) 自由にして多様な學科課程 中間學校の目的が社會の中間實務者の養成にあるから、六年の課程中初の三箇年間は各學校統一的に組織され、後の三箇年間は土地の狀況によつて學科目を變更し實際に適應せしめ得るやうにしたること。

一九二五年の中間學校規定には五種の學科課程表が示され地方によつて何れをも採擇し得る様にした。

#### 四、高等學校の改善



高等學校は從來豫備學校三年の上に立つて、九箇年の課程を有し之より大學に連續することとなり、之にはギムナジウム、レアルギムナジウム、オーベルシュール等があつたが、之を基礎學校の上に接續する九箇年課程に改めた。又新に獨逸文化を重んずる獨逸高等學校を設け、外に已に以前より試みられつつありし改正高等學校を増設した。尙國民學校卒業生中優秀なものの大學入學への進路を開く爲、國民學校第七年の上に六箇年課程の上層學校を設けたのみならず、貧民子弟の爲に一九二七年九月一日には伯林に夜間高等學校の設立が認可された。

### 五、女子教育の改善

一九二三年三月二十一日プロイセン文部大臣は女子教育の向上の爲に、女子の學校を統一學校系統の中に編入する趣旨の下に、女子教育に關する規定を發布した。又一九二五年四月六日附規定には女子中等學校の學科課程は略々男子と同様の態度を以て取扱はれ、男子と同じく上層學校へ進學し、又六年制の高等女學校卒業後は其の上に設けられた高等女學校高等科（三年程度）の卒業生及高等女學校の三年課程の上に設けられたる六年課程の女子ギムナジウム、女子レアルギムナジウムの卒業生は共に大學に入學し得ることとなつた。

### 六、實業教育の改善

革命政府は特に實業教育の發展に意を用ひた。其の重なる事項は

- (a) 補習教育義務 満十八歳迄の補習教育（職業教育）を義務とし其の教育及學用品は無償とすこ憲

法に規定されたことは上述の通りである。

實業教育機關には二つある。一は補習教育で之れは職業學校（Berufsschule）と同意義であり、二は實業學校（Fachschule）である。

憲法に示されたる義務教育は前者であつて、後者は自由就學である。しかし實業令によれば、實業學校の就學は補習學校の代用と看做され、満十八歳未滿のものを使用する雇主は補習學校又は實業學校に出席せしめ之を監督する義務を有し、且之に反したる雇主に對しては處罰が規定されて居る。

- (b) 實業學校（フッハシュール） フッハシュールとは一定の職業のため少くとも一年間以上晝間教授を施す學校を云ふのである。此のフッハシュールにも入學資格によつて中等程度の實業學校と高等程度の實業學校とがある。前者は國民學校の卒業者を、後者は中間學校の卒業者又は九年制高等諸學校の前六箇年の課程修了者を收容する學校である。

- (c) 下級實業學校 多様な自由就學の下級實業學校 義務職業學校と類似した種々の自由就學の下級實業學校が設立された。此れは青年のみでなく、年長の勞働者も職業の傍就學するもので職工長又は之と同格の職業者を養成することを目的とする。此の種の學校には職工試験の準備として就學するものも多い。

革命政府は職業教育に大なる注意を拂つたが爲、其の數が非常に多くなつた。實業學校は單に農・工・商の三種でなく、各専門的職業の分化に沿ふて作られた。例へば貴金屬學校・蹄鐵師學校・錠前師學



校等もある。唯殘された問題は實業學校中、工業・商業に關するものは商工省に所屬し國に依つて統制されなかつたことである。

### 七、師範教育制度の改善

從來小學校教員は國民學校卒業者を收容する六箇年課程の師範學校で養成して居たが、前述の如く憲法に於て師範教育は總て高等教育一般に行はれる原則に依るべきことが規定されたので、各邦は此の精神に従つて師範學校を改正した。一九三二年までの概況は次の如くであつた。

(a) 教育大學を設立したるもの　プロイセンは他の邦に先立つて一九二二年二月十日附及一九二五年六月三十日附規定によつて舊師範學校を廢し、獨立した二年制の教育大學を作つて十七歳以上二十歳以下にして高等諸學校を卒業したる者を入學せしめることとし、一九三〇年迄に十五校を作つたが一九三〇年には八校を廢止した。

(b) 大學へ附設したるもの　邦によつては(ザクセン、ブラウンシュヴァイク、イエーナ等)綜合大學又は工科大学に教員養成機關を作つた。

以上の如くバイエルン、ウールテンベルクの外全部小學校教員養成所を大學程度とした。

### 八、大學教育の改善

革命政府は時代の要求に従ひ大學及單科大学を増設し、且大學への入學資格を擴張し、高等諸學校の卒業は勿論、高等實業學校の卒業中、の優秀なる者をも特定の大學に入學せしめ得るやうにした。かく基

礎學校修了後如何なる上級學校に進むも、實力あるものは大學に進み得る途が開けた。

九、社會教育の改善。一般に社會の改善に力を用ひ、青年及一般民衆の教育としてフォルクス・ホッホシレを奨勵した。プロイセンの如きは其の爲に文部省内に國民高等學校局を特設した。



## 乙、ナチ政府時代の教育制度改革

### 第一節　ナチ政府の教育方針

ナチ政府に於ても學校組織は依然として統一學校の精神を踏襲してゐる。併し統一の原理につきましては革命政府時代とは次の點に於て異なつてゐる。

1. 革命政府では國家の成員に對して教育の機會を均等にし各自の個性の自由なる發展を強調したのであつたが、ナチ政府では等しく父兄の社會的地位に依る特權は之を排除せるも個性の發展は之を民族國家自體の發展方面より見てゐる。  
即ち自由とは民族國家の自由であつて個人の自由は與へられた自由である。民族國家が自由なるがため条件としての自由である。と云ふ見地に立つて居るが故に個性發展と云ふことは革命政府時代とは着目點を異にして居る。

2. 革命政府では統一學校をば主として學校組織の原理として居たのであるが、ナチ政府では主として陶冶理念の方面から見、民族國家主義に依つて全教育を律しようといふ力めてゐる。



3. 革命政府時代にあつては學校教育をなるべく被教育者の生活の全體に適應せしめやうと考へたが、ナチ政府時代では教育は家庭教育と奉仕作業と學校教育との三者によりて完成し得るものと考へてゐる。即ち學校教育は認識を通して國民的人格を作るもので、家庭教育及奉仕作業は實踐的行動を通して國民的人格の最大條件たる身體を鍛へ國民的感情及意志を陶冶するものと考へる。従つて學校組織と並んで家庭教育や作業團體組織が有機的に工夫されたのである。

### 第二節 ナチ政府の教育制度改革事項

右の如き方針の下にナチ政府に依つて教育上改革せられた事項として大凡左の諸項を擧げることが出来る。

#### 一、國文部省の新設 (Reichs und Preussisches Ministerium für Wissenschaft, Erziehung und Volksbildung)

革命政府時代では國內務大臣が教育の一般事項を管理し大部分の事務は各邦の文部省又は學務局によりて施行されて居つたので、随つて統一を缺くことが少くなかつた。然るにナチ政府に至り一九三四年五月一日附命令によつて國文部省を新設し、全國の教育行政を統一した。

#### 二、教育行政内部組織の変更

プロイセン舊文部省は科學藝術及國民教育省と稱し、大臣官房・大學及科學局・高等教育局・普通教育局・藝術局・國民大學局・體育局・宗教局の七局一房から成つて居たのを、新文部省は科學教育及國民教育省と改め、プロイセン文部省と併合し總務局・官房局・學術局・教育局・體育局の五局とし一九三

四年七月一日附を以て實業教育をも文部省に移管した。

#### 三、ランドヤールの創設 (Landjahr)

都市小學校兒童をして土に親しましめ作業の習慣をつけ且體位の向上を圖るために一九三四年四月より田園學年を設けた。

#### 四、ヒットラー少年團 (Hitlerjugend) の新設

青少年の心身を鍛鍊し、國民的團結の強固なる優秀國民を養成せんが爲一九二五年始めて十歳より十八歳までの男子を包括せる少年團を組織し、一九三三年七月には全獨逸少年指導本部を創設し、内閣直屬の下に獨逸青少年指導の中央機關としての活動が統一強化せらるゝに至り、同時に上級學校に於ける學生團體も緊密な協力が行はれるに至つた。

#### 五、「國少年日」(Reichsjugendtag) と「遊戯の午後」(Spielnachmittag) の設置及廢止

一九三四年六月七日ヒットラー少年團に屬する青少年は土曜日(國少年日)を休日とし少年の指導を爲したが、全教育がナチス的となるに随つて國少年日を廢し從來の「遊戯の午後」(Spielnachmittag) を以て之に代へた。

#### 六、高等諸學校への入學資格の変更

(a) 一九二五年四月十八日附規定によれば、高等學校入學者は基礎學校四年の修了者にして三年修了者中特に優秀なるものは學校長の上申により官廳の特別認可を経て入學せしむることを得たが、一九三七



年二月二十二日附規定によりて、三年修了者中優秀なるものは官廳の認可を要せずして、高等學校に於ける特定の考査の上入學せしめ得ることとなつた。一九三七年三月十日附を以て中間學校入學にも同様に規定された。

(b) 從來上層學校に入學するものは國民學校第七學年の修了者なりしを一九三七年二月二十二日附規定により第六學年修了者を入學せしむることとした。

### 七、基礎學校教科課程の改正

一九三七年四月十日附を以て基礎學校の教科課程を改正し從來自己活動主義を中心として教科の關係を考へたが、改正規定にあつては兒童の環境たる生きた價值ある生活を中心とし兒童の心身發達に適せしむるやうに改められた。従つて郷土科と國語科との關係を重視し、其の教授時間を増加し體育の必要より體操科の時間をも増加した。

### 八、高等學校に於ける教授時間の改正

一九三四年四月二十四日附を以て高等學校に於ける國語、歴史及地理科の教授時間數を増加し學生をして國民文化の了解を一層深からしめんとした。

### 九、高等學校の年限短縮

高等諸學校は從來九箇年の修業年限なりしを一九三六年十一月三十日附を以て一箇年短縮して八箇年を以て卒業し大學へ進入し得ることとした。

### 10、高等學校種類の統一

從來高等學校にはギムナジウム、實科ギムナジウム、<sup>オイベルシュレ</sup>高等學校、獨逸高等學校、上層學校、高等實科學校、改正高等學校、改正實科高等學校、女子の爲には女子ギムナジウム、女子實科ギムナジウム、女子獨逸高等學校、高等女學校高等科、女子上層學校等幾多の種類があつた。然るに一九三六年四月二十日附を以て男子には<sup>オイベルシュレ</sup>高等學校、ギムナジウム及上層學校の三種とし女子には女子<sup>オイベルシュレ</sup>高等學校と上層學校の二種とし、且<sup>オイベルシュレ</sup>高等學校を以て男女共高等學校の基本形式と定めた。

### 二、大學の管理規定改正

從來大學は自治を本體として居たがナチ政府に至つて多くの統制が加へられた。從來總長は教授會の選舉であつたのを文部大臣の任命とし、總長は指導顧問としての評議員會の成員を任命し、學部長をも任命することとなつた。

### 三、學生の勞働奉仕 (Arbeitsdienst)

一九三六年十二月の規定によりて高等諸學校卒業者は半箇年の勞働奉仕と二箇年の兵役の義務を果した後、大學へ進入することとなつた。

### 三、學生會の統一

從來大學々生は多様な學生組合を有して居たのを全獨逸大學生の組合を統一し、其の指導者は政府が之を任命することとした。



#### 二四、師範教育の改善

曾て小學校教員は國民學校卒業者を收容する六箇年程度の舊師範學校で養成して居たが、革命政府に至つて高等普通教育を基礎とすべきであるこの精神の下に教育大學又は大學附設の教員養成所によつて養成した。プロイセンの如きは一九二二年及一九二五年の規定によつて舊師範學校 (Seminalschule) を廢止し二年制の教育大學 (Pädagogische Akademie) を設けた。然るにナチ政府に至つて更に之に改善を加へた。

- (a) 一九三三年五月一日附を以て教育大學を師範大學 (Hochschule für Lehrbildung) と改稱す
- (b) 思想國防の旨趣より師範大學を國境地方に設置した
- (c) 師範大學の教科目を改め民族國家主義の徹底を圖つた
- (d) 舊教育大學を廢止し又は移轉せしめ師範大學を増設した
- (e) 一九三五年十月十二日附を以て高等學校教員志願者も師範大學に一箇年間修學せしむることとした

(完)

## 大戦後に於ける佛蘭西の教育制度改革



大戦後における佛蘭西の教育制度改革

## 大戦後における佛蘭西の教育制度改革

### 序 説

世界大戦は社會のあらゆる事象に變革を齎したが、佛蘭西は戰敗國でなかつたことと、その國民性が大體に於て保守的であること等が原因をなして、一部の國に起つた様な社會的、政治的の大變動を経験することなくして今日に及んでゐる。

このことは學制上に就ても、その儘言へるので、何等急激な改革は行はれてゐない。

然し乍ら、大戦以後盛になつた民主思想の影響を受けて政界に於ては一時急進社會黨の勢力が強くと、更に最近になつては社會黨の擡頭もあり、此等の政黨が政權を握ることが多かつたので、その抱懐する政策が學制の上に反映したことは當然である。然らばかゝる意味に於ける學制改革の目標は何であつたかと言へばそれは所謂統一學校 (l'École Unique) の實現といふことこれである。

元來、佛蘭西の學校制度はその發生起原が區々であり、その目的も同一でなく統一的な組織體をなしてゐないのである。

現行學制の重要な部分を占める高等教育はナポレオン一世の創始にかゝり、中等教育も同じく彼によつて高等教育への豫備教育として作られたものである。ナポレオン一世はこの中等教育及高等教育を含む唯



一つの系統によつて國家の指導者を養成せんと意圖したのみで、一般民衆のための教育には力を致さなかつた。

一般民衆のための教育は中世以來、教會の手に委ねられて來たが、十九世紀の後半に到つて産業上の變革に伴ふ第三階級勃興の機運に乘じ、漸次爲政者の關心の對象となり來つたけれども、中等及高等の教育系統とは別個の存在として發達する他はなかつた。更に高等小學校や實業學校の發達を見るに到つてもこれ亦單に尋常小學校の延長としてのみ認められ、中等教育とは無關係であつた。従つて、尋常小學校を卒へても中等教育に進み得ず、中等教育を受け得る者はリセー又はコレージュに附置されて、その一部をなしてゐる初等科を修めた者のみであつた。初等科は第十一級より第七級に分れ、第六級以上即ち狹義の中等教育と共に、廣義の中等教育をなしてゐたのであつた。

かゝる複線式の學校系統の弊漸く顯著ならんとする時、世界大戰の勃發を見たのである。

世界大戰は國民の團結を要求し、人的資源の開發を最も緊急と感せしむるに至り、更に獨乙の統一學校運動、米國の民主的學制に教へられたる佛蘭西人中の有識者は複線式學校系統より單線式學校系統へ、即ち民主的學制の實現への努力を始めたのである。

この先驅者達の中、最も知られてゐるものは「Les Compagnons」<sup>レ・コンパニオン</sup>、<sup>レ</sup>自稱した知識階級の一團であつて、彼等は一九一七年より一八年にかけて大戰に従軍中戦地より第一聲を放つたのであつた。この運動は「Exhortation」<sup>エクソルタシオン</sup> Herriot 氏その他によつて急進社會黨の政策中に採り入れられ、漸次具體化されるに到つた。

その經過、現在の進行状態及本年（一九三七年）に入りレオン・ブルム内閣の文相 Jean Nay 氏によつて提唱され、目下、下院教育委員會に於て審査中であり更に、國民一般にも多大の關心事となつてゐる統一學校制度の完成を期する廣汎な改革案に關しては第二節に譲る。

以上は佛蘭西に於ける學制改革中の主要なる部分を占める統一學校問題の説明であるが、この他にも可なり重視すべき改革が行はれてゐるので、第三節以下に於て之に觸れる積りである。

## 第一節 統一學校

統一學校運動が如何に具體化されたか、如何に今後の問題として残されてゐるかについて述べよう。

### (一) 初等科の問題

統一學校の理想から言へば、リセーやコレージュの初等科を廢止して獨逸に於ける基礎學校の如く、單一の尋常小學校制度になすべきであるが、現在の所未だそこ迄は行つてゐない。今迄の改正はかゝる形式を整ふるよりも内容を變へることによつて、同一効果を擧げようとするものであつた。

今迄に實現した改正は次の諸點である。

- (1) 尋常小學校兒童は初等科に轉學し得る。その場合、從來通り無月謝を認めたること（一九二四年）
- (2) 尋常小學校と初等科の教員の資格を同一とせること（一九二五年）



- (3) 尋常小學校と初等科との學科目を同一とせること(一九二六年)
- (4) 初等科の分け方(第七級、第八級といふが如き)を尋常小學校と同一にし、その他若干の點に就て尋常小學校と同一規定を適用せること(一九三七年)

(5) 教授時數は、初等科の方が少かつたのを改め尋常小學校と同時間數とせること(一九三七年)

以上の諸改正によつて初等科と尋常小學校との差異は漸次無くなつて來たが、初等科は未だ獨立した學校ではなく、リセー又はコレージュに附屬し財政的な點から見れば未だ月謝制度である。後述する如くりセー及コレージュの第六級以上は無月謝化されたにも拘らず、而も實質は尋常小學校教育である初等科は未だ月謝制度である。この初等科の無月謝法案は度々議會に提出せられたが一九三五年、一九三七年何れも上院に於て阻止されてゐる。その理由としては、財政難が擧げられてゐるが、その他にも色々の理由、例へば無月謝に關心を持たず、反つて、月謝制度であることによつて庶民の子弟を遠ざけ得ることを喜ぶが如き傾向が一部に在ることをも看取される。

何れにしても初等科は内容的には尋常小學校と區別される所なき迄に到つてゐるが、行政的な見地と財政的な見地とから言へば別種の存在である。

この状態は後述する Jean Zay 氏の全面的學制改革案が實現する迄は續くであらう。

### (二) 中等教育無月謝制度の實現

尋常小學校と初等科との差は漸次無くなり、又尋常小學校を卒へた者が中等教育に進む途も開かれたのであるが、中等教育が月謝制度であつては學資なき者は進むにも進まれないので、ここに中等教育無月謝化の必要が起る。始は特殊のリセーやコレージュに對して一九二六年に試みに行はれたのであつたが、漸次之を擴張して一九三三年には遂に總ての中等學校(第六級より最上級まで七箇年)に於て無月謝制を布くに至つた。

かくして、急進社會黨がその教育政策の最大眼目とした中等教育無月謝法案は多くの反對論があつたにも拘らず實現を見たのである。反對論の論據は色々あるが、かくの如く一律に無月謝制を布く必要はなく學資の足らざる者にのみ給費金を與へ且その額を増すべしとする論が今尙有力である。

### (三) 選抜方法の完備

無月謝制度の實現に伴ふて必然的に問題となるのは中等學校に優秀兒童を入れる爲選抜方法を完備することである。この方法が整はざる限り中等學校の生徒の質は低下する。

一九二四年以來、暫定的の規定が出てゐたが、眞に選抜方法の定まつたのは一九三三年以後である。即ち同年九月一日に入學試験規則が出て、翌年二月十三日に選抜方法に關する省令が出た。今、此等法令の要點を摘記すれば先づ中等學校に入るためには、入學試験を受けねばならぬ。入學試験の爲には試験委員會(Le jury d'examen)なるものが設けられる。リセー及コレージュの第六級に入學する場合の試験課目は算術、讀方に關する簡単な筆記口述の二試問である。

この入學試験の成績の他に、本人の健康、從來の學業成績等を參照して入學許可者を決定するのである



が、それが爲には、更に別個の選抜委員会 (La Commission d'admission) なるものが設けられる。

入學試験は中等學校に進まんとするすべての児童に課せられるのであるから、初等科を卒へて第六級に進む者と雖も之を受けねばならぬ、又、高等小學校や實業學校に在學中のものにして、第五級以上に轉學せんとする場合も同様である。一九三三年九月一日の入學試験規則はすべての場合を規定してゐる。

試みに一九三五年の中等學校入學者を掲ぐれば、第六級入學許可者數二六、一五四人(内譯、公立小學校より來れる者一一、八四〇人、私立小學校より來れる者一、七九六人、初等科の第七級より進める者一二、五一八人) 第五級以上入學許可者數合計一〇、一一七人となつてゐる。

#### (四) 進學指導の問題

尋常小學校と中等學校との關係に於ては前述の如く可成り統一的な組織が出来たのであるが、高等小學校及實業學校と中等學校との聯絡往來を可能ならしめるといふ問題が残つてゐる。

選抜入學の方法も單に中等學校進學者を決定するといふだけでなく、初等教育修了者の適性を判別してその性質に應じて、高等小學校・實業學校・中等學校に夫々進學せしむる様にならねば完備したものとは言へない。

然し、そのことは家庭の事情その他複雑な關係が伴ふので簡単に解決出来ぬけれども、本人並に父兄が選擇した學校が本人に不適當であることを發見した場合に於ては他の學校に轉入することを認めることによつて、大部分その目的を達成することが出来る。

かゝる意味に於て Edouard Herriot 氏は所謂 Etablissements jumelés (合併學校) なる制度を設けた。一九二六年に同氏が文部大臣となつた時は佛蘭西は經濟的の危機にあつたので、コレージュと高等小學校又は實業學業を一箇所に合併し、以て財政上の節約を圖ると同時に此等の學校の學科課程を相似たるものとし、教師を同一にし、以て生徒各自の適性指導に効果あらしめ様としたのであつた。現在、この種の學校は相當の數に上つてゐる。

この制度こそリセー及コレージュの特權を廢して統一學校の理想即ち基礎教育たる第一段階教育の上に、リセー及コレージュ・高等小學校・實業學校を平等の立場に於て接續せしめ、此等を打つて一九とする第二段階教育を作らんとする試みの最初の實踐であつたと言へる。

#### (五) 現文相 Jean Zay 氏の全面的學制改革案

以上述べた所によつて、統一學校の理想に基づく學制の改革が内容的に徐々に進行して來たことは明らかになつたがこの状態は本年に入つて急激なる展開を示すに至つた。

即ち本年二月二日ブルム前内閣の閣議の席上文相 Jean Zay 氏は統一學校の理想に基づく『第一段階及第二段階教育の組織を目的とする法律案』を提出したのである。

同法案は閣議を経て、下院に提出せられ目下その教育委員會の手許に於て審査が進められてゐる。同委員會では問題が重大であるので、各種教員團體の代表者や父兄會代表者の意見をも徴する等慎重に審査を進めてゐる。



かゝる根本的な改革案が簡単に實現しうにも思はれないが、現職の文部大臣の提案であり、又、準備的な法令が着々として發布されつゝあるので、實現の可能性は多いと見なければならぬ。

同法案は二十二箇條より成つてゐるが今はその要綱を摘記するに留める。

一、第一段階教育 (l'enseignement du premier degré)

A 公ノ國民教育ヲ三段階ニ分ツ、而シテ第一段階教育ヲ更ニ基本小學教育 (l'enseignement primaire élémentaire) ト補習小學教育 (l'enseignement primaire complémentaire) ト學校後教育 (l'enseignement post-scolaire) ニ分ツ

B 基本小學教育ハ公立小學校ニ於テノミ之ヲ授ク即リセー及コレージュノ初等科ハ之ヲ廢止ス

C 基本小學教育修業ノ認定ハ基本小學教育修業證書ヲ以テス、之ヲ受クル年齢ハ滿十二歳以後トス但シ第二段階教育ニ進マントスル者ハ滿十一歳ニ於テ受験スルコトヲ許ス

D 補習小學教育ハ基本小學教育ヲ卒へ、第二段階教育ニ進マザル兒童ニ對シテ十四歳迄之ヲ課ス (即ち此の所迄が義務教育の内容を爲すものである)

E 學校後教育ハ義務教育年限ヲ卒へタル後ノ青年及成人ニ對シテ之ヲ授ク

二、第二段階教育 (l'enseignement du second degré)

A 第二段階教育ニ入ルタメニハ基本小學教育修業證書ヲ有スルコトヲ必要トス

B 第二段階教育ニ入ルニアタリテハ先ヅ指導學級 (classes d'orientation) ニ於テ一年間學バシム

C 指導學級ヲ經テ古典科、現代科、實業科ノ三科ノ中何レカニ入學セシム

D 第二段階教育ハ之ヲ受クルニ値スル者ニノミ之ヲ授ク

E 學科課程ハ各科別ニ定ムルモ一科ヨリ他科ヘノ轉入ヲ容易ナラシムル様ニス

F 年限ハ古典科ト現代科ノミハ七箇年トス

ソノ認定ハバツカローレアヲ以テス

實業科ハ四箇年トス

三、教員養成

A 第一段階教育ヲ授クル教員ハソノ資格トシテバツカローレアヲ有チ、且、師範學校ニ於テ職業的訓練ヲ受ケタルモノタルコトヲ要ス

B 第二段階教育ヲ授クル教員ハ大學ノ授クル學位又ハ證書ヲ有シ且、職業的訓練ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス

以上の如く、この案は根本的な改革案である。その準備とも見るべき種々の改正が行はれつゝあることは前にも述べたが、以下その主なるものを列挙する

(一) 中等教育、高等小學教育、實業教育ノ學科課程整理ニ關スル一九三七年五月廿一

日ノ大統領令

第一條 リセー、コレージュ及中等科ノ第六級、第五級、第四級、第三級、並ニ高等小學校及實科學校

大戦後に於ける佛蘭西の教育制度改革



ノ豫備級以上ノ四學年ニ於ケル學科課程ハ學修ノ中途ニ於テ隨時一科ヨリ他科ニ轉入スルコトヲ得ル様編成ス

第二條 現行ノ學科課程上ニ齎サルベキ改正ニ關シテハ省令ヲ以テ之ヲ定ム

(二) リセー、コレージュノ初等科ニ關スル一九三七年五月二十二日ノ文部省令

第一條 一八八二年三月廿八日法第四條ニヨリ、リセー、コレージュ及中等科ニ於テ初等教育ヲ授クル場合ニハ一八八七年一月十八日ノ省令第九條、第十條、第十一條、第十二條、第十三條ノ規定ニ從ツテ之ヲ組織ス

第二條 授業及實習ハ教授時數ノ點ニ於テハ一八八七年一月十八日ノ省令第十九條、教授要目ノ點ニ於テハ一九二三年二月二十三日ノ省令ノ定ムル所ニヨツテ之ヲ行フ

(以下略)

(三) 指導學級ニ關スル一九三七年五月二十二日ノ文部省令

第一條 一九三七年ヨリ一九三八年ニ互ル學年ニ於テ、試ミニ、教育ノ中心地若干ヲ選ビテ中段階教育ヲ受クル能力アル兒童ヲ集メテ指導學級ヲ設ク

第二條 本學級ニ於テハ初等教育、中等教育、實業教育ニ従事セル教員ノ協力ヲ求ム、一人ノ教員ニ數個ノ學科ヲ委託スルコトヲ妨ゲズ

第三條 本學級ノ運用、竝ニ學科課程、時間割ニ關シテハ各地毎ニ文部省訓令ヲ以テ之ヲ定ム

(四) 文部省ノ局名變更ニ關スル一九三七年六月一日ノ大統領令

第一條 初等教育局 (La Direction de l'enseignement primaire) ヲ爾後、第一段階教育及補習教育局 (La Direction de l'enseignement de premier degré et de l'éducation postcolaire) ト改ム

第二條 高等小學教育ハ第二段階教育局ノ所管トス

第三條 初等教育高等師範學校 (男女共) ハ高等教育局ノ所管トス

第二節 義務教育年限延長の實現

佛蘭西の義務教育年限は從來六歳より十三歳迄の七箇年であつたが、これを一箇年延長せんとする案は一九二二年以來度々議會の問題となり、下院或は上院を通過したこともあつたが、一九三六年八月に到り同一案が兩院を通過して、同月九日の法律として公布されたのである。同法律には施行期日は明示してないが、その後、發せられた文部省通牒によれば同年九月の新學期より實施せられたことが明らかである。而して、實施第一年月は、この年限延長に關聯して各種の實驗を行ひ、その結果を待つて學科課程や教授要目を決定せんとしてゐるので、此等の點に就ては未だ規定はない。唯大綱を示し、これに各地、各學校の事情を考慮して適當なる方策を建てることを許してゐるのみである。

延長された一箇年間の學習の目的は「一面に於て基本的知識の強化と補充、他面に於て各自の性質又は興味に最も良く適合する職業に就き得る準備を與ふることに在り」とされてゐる。



現在の小学校の組織は豫科一年（六—七歳）、下級二年（七歳—九歳）、中級二年（九—十一歳）、上級二年（十一—十三歳）となつてゐるものを一箇年延長し最後の上級を三年（十一—十四歳）とするわけで、既に第二節に於て述べた如く統一学校の實現を目的とする學制改革案に於て補習小學教育と名づけられてゐる部分は、この上級三年間を指すものと思はれる。即ち、上級學校に進む者は十一歳にて基本小學教育修業證書を得て、その方に進み、又、上級學校に行かざる者はこの上級三年間を修めて、義務教育を終るのである。

此の如く、この年限延長によつて、今迄兎角問題となつてゐた上級學校との聯絡も具合良くなり、又、少年労働に關する國際條約に於て除外例となつてゐた原因も取除かれることとなつた。

かくして、多年の要望は達せられたのであるが、農業國である佛蘭西としては十四歳迄就學を強制せられることは、假令新法律に於て相當長期の缺席を認めてゐることは言へ、農家にとつては大いに困る事情もあり、同法律に附隨して公布された制裁規定を以てしても、良好なる出席率を保持し得るや疑問であらう。然し乍ら、未だ原則のみが決定されたにすぎぬので、すべては今後の成果を見て論せねばならない。

### 第三節 實業教育及補習教育の振興

世界大戦は佛蘭西國民に實業教育の重要性を認識させた結果、一九一九年には實業教育に關する法令を集大成したアステイエ法が發布され、同時に徒弟税といふ新税が設けられて、その収入を以て實業教育の

振興を圖ることとなつた。

一九二五年には、大規模の實業教育擴張案が議會を通過して、そのために豫算は急激な膨脹を見てゐる。一九二五年以後、五箇年間にこの爲に投せられた經費は一億三千七百萬フランに達しそれによつて新設又は擴張された學校數は百校を超過してゐる。

同時に補習教育にも力を注ぎ商工勞務者を對象とする職業講座は法令の指定する町村では義務制となつた。

然し現在文部省の所管である實業教育は商工教育に限られ、農業教育その他はそれらの省に分屬せしめられてゐる。そのために各方面に不便がある様である。

### 第四節 女子教育の進展

大戦後、特に顯著な變化を見せたのは、女子教育特に女子中等教育制度である。元來、女子中等教育は男子のそれに比して後れて發生したもので、その起原は一八八〇年であつた。當初の女子中等教育は修業年限が五箇年であつて、男子に比して二箇年短く、且その學科も家事中心であつた。

世界大戦を境として、女子の急激なる社會的進出を見、それにつれて、女子の向學心は今迄の制度では満足されぬ様になつたので、一九二四年には修業年限を六箇年とし、且、學科課程を二分して、從來の家事中心のもの他に、上級學校志望者のための課程を設くるに至つた。



一九二八年には遂に修業年限を七箇年とし男女の差別を無くし、上級學校に進む者のための課程は男子化され、而も、その課程の方が漸次希望者を多く集める様になった。今では家事中心の課程は非常に少數の在學者を有つにすぎない。

高等教育の分野に於ても特に女性なるが故の差別はなく、大學にては共學である。従つて女子だけの大學なるものもない。

### 第五節 體育の強化と餘暇の指導

世界大戦を経て、體育の必要を痛感した國民は漸進的ではあるが、色々の努力を試みてゐる。

元來、佛蘭西の體育事務は陸軍省と文部省とに分屬してゐたのであるが一九三〇年に體育次官廳(Le *ministère* *Secrétariat de l'éducation physique*) が之を一括するに至つた。従つて、現在でも體育次官廳は學校その他、體育團體に關する事務を執る課と軍事教練その他の軍事事務を執る課とに分れ、後者の課員は軍人である。

地方に於ても軍管區の當局と縣當局とが協力して體育に當つてゐるが、實際に體育の指導をしてゐるものは、下士又は士官を以て充てられてゐる體育指導員である。彼等は必ずしも軍事教練だけでなく一般體育にも従事する。

此等の指導員を養成する爲に陸軍ではジョアンヴィル高等體操學校があり、各大學には體育研究所あり、

更にパリには最も程度の高い體育師範學校が一九三三年以來設けられてゐる。

スポーツも最近急激に普及して來てゐるが、この方面の行政に専心するためには、一九三六年八月にスポーツ及餘暇指導次官廳 (*Le Sous-Secrétariat des sports et loisirs*) なるものが設けられた。その組織は未だ完備してゐないが將來大いに充實させられる筈である。このスポーツ及餘暇指導次官廳はスポーツの指導は勿論であるが、それ以外に餘暇指導に力を注ぐ使命を持つてゐる。

最近、佛蘭西では、一週四十時間勞働制の實施や一年につき十五日間の有給休暇制の創設などがあつて、勞働者の餘暇指導が特に問題となつて來たのである。不健康な方法で餘暇を消費することを防止し、體操、スポーツ、健全な娛樂、旅行等を奨励してゐる。その具體的な内容を述べることは煩雜になるので之を略し、ただ、最近特に注目すべき法令及法案が出てゐるので之を掲ぐるに留める。

#### (一) 一九三七年五月二十二日ノ文部省令

第一條 リセー、コレージュ、高等小學校ノ教授時數ハ専門學校入學準備學級ヲ除キスベテ以下ノ條件ニヨリテ之ヲ整理スベシ

- (一) 各學年ヲ通ジ、一週ニツキ一回、午前又ハ午後ノ授業時間ノ全部ヲアゲテ戶外ノ體育ヲ行フベシ  
最初ノ四學年ニ於テハ之ヲ二回ニ増スコトヲ得
- (二) 但シ、土曜日ノ午後ハ如何ナル必修學科ヲモ置クベカラズ

第二條 土曜日ノ午後ハ學校當局ノ裁量ニヨリ講演、映畫、音樂會、博物館見學、遠足、作業等娛樂的



ニシテ、各人ノ趣味ニ合致スルガ如キ方法ニヨリテ、生徒ノ美的、道徳的教養ヲ補フコトニ努ムベシ

今迄は、小學校、高等小學校、中等學校を通じて、體育の時間は一週二時間であつたが、今回中等學校と高等小學校に關する限り以上の如き大改正が行はれたのである。

小學校に關しても既に *Aude* 縣及他二縣に於て一週五時間の體育を課してゐる所もある。この試みがやがて一般化されるであらう。

## (二) 體育次官の國民體育強化法案

體育次官 *Dezarnaulds* 氏は本年三月中旬、次の如き内容を持つ國民體育強化法案を提唱してゐる。

その主要點は六歳より十八歳に至る青年男女に一週五時間の體育を強制し、その内、二時間を戶外運動に宛てしめんとするものである。勿論、そのためには、嚴密な身體検査をし過激に互らぬ様にするといふのである。

この案が、前記の中等學校及高等小學校に於ける體育強化の省令となつて、その一部を實現したと言へるであらう。

(完)

## 大戦後に於ける奧太利の教育制度改革



大戦後に於ける奥太利の教育制度改革

## 大戦後に於ける奥太利の教育制度改革

### 甲、一九二七年迄の學制改革

#### 序 説

奥太利は大戦直後(一九一八年)共和國に變革されたので、他の諸國とは自ら別な意味に於て「根本的」に教育改革を行はねばならなかつた。その中特に力を注いだのは、一、教育行政組織、二、師範教育、三、中學校、四、國民學校、五、女子教育の刷新、六、ハウプトシュールの新設であつて、實業學校と大學とは殆ど従前通りであつた。それで最後の二項目は之を省き、前の六項目に就てその改革の要點を擧ぐれば、

- 一、教育行政組織を教育専門家に依つて構成したこと
- 二、師範教育については、
  - イ、國民學校教員に對しては學術的修養を向上せしめたこと
  - ロ、中等教員に對しては實地的修養を必須としたこと
- 三、中學校を機會均等、適性指導等の原則に基づいて改革したこと
- 四、國民學校については民主主義、郷土主義、合科主義、作業主義に基づいて教育方針及方法を刷新したこと



五、女子教育を「教育上の男女同権」の主義の下に刷新せしこと  
六、市民學校を廢止して、ハウプトシューレを新設したこと等である。

教育改革に着手したのは一九一九年の春である。即ち社會民主黨が共和國第一次の内閣を組織し、教育者グレッケル博士が最初の文部大臣（教育大臣）となり、教育改革の大任を一身に引き受けた時からである。社會民主黨は進歩黨であり、改革派であるから、從來の情實から獨立に國家百年の大計に基づいて、徹底的な改革案を立て、大仕掛な改革實行機關を設けて、その實現に努力した。然るに之に對してキリスト教社會黨が保守黨及改革反對派の中心勢力となり、政治的、經濟的及思想的に反對を續けたので、改革派の原案は可成の變容を餘儀なくされた。斯くの如くにして一九二七年（昭和二年）に至つて始めて改革事業に兎も角一段落を告げた。

以下前記六項目に就きその改革事情を一通り述べて見よう。

### 第一節 教育行政組織の革新

奥太利では古くから教育事務は「宗教省」に所屬し、キリスト教會の勢力の下にあつた。「忠良なる國民」よりは寧ろ「善良なるキリスト信者」を養成することを教育の目的とした中世以來の傳統に影響せられ、教育行政の内容的方面は主として宗教家の手に依り、その形式的法制的方面は専ら政治家の手に依つて行はれて來た。

之に對して大戦後は「國防の事は軍人に、教育の事は教育者に」といふ歐米諸國の共通標語に基づき、

「教育行政の専門化」を斷行した。先づ古來の「宗教省」なる名稱を廢して、新に「教育省」と名づけ、文部大臣には教育家グレッケル博士を起用し、その配下には夫々の専門家（教育理論家及實際家）を任用した。又當面の急務に迫られて臨時に創設された「學制改革局」が、その後四年にして（一九二三年）他の二、三の部局を併合して「學校教育研究局」といふ永續的な學術事務局となり、各種の専門家を糾合して教育行政に重要な資料を直接に提供する目的で研究と調査を續けて居るのも「教育行政の専門化」の精神の現はれである。

要之奥太利の教育改革は、一般から評せられて居る如く、實に「教育事務局の専門化」を以てその第一歩を踏み出して居るのである。

### 第二節 師範教育の改革

凡て教育制度を革新しその實績を擧げんが爲には先づ第一に教育者にその「人」を得なければならぬ。奥太利も固よりこの理により、先づ教育者たるものに改革の新精神を吹き込み、之を實現するだけの識見と力量とを授けねばならぬとした。是れ即ち師範教育の改革に最初の、而も最大の力を傾倒した所以である。

然るに從來の師範學校は、國民學校八年卒業者を收容して四年間教育してゐたに過ぎない。而もその大部分は教會の設立經營に係るものであつた。

故に新政府は獨逸、その他の諸國の例に倣ひ、國民學校教員も中等教員と同様に大學に於て養成すべき



であるこの原案を立てた。然しキリスト教社會黨の政治的反対、大學側の學問的反対並に地方の經濟的反对に遭つて果さず、結局師範學校を専門學校並に昇格することに妥協せねばならなかつた。而して師範學校改革の問題はその後も長く未解決に留つた。中等教員の養成に關しては、大體原案通りに、大學に於ける本格的（四年間）の研究の上に一年又は二年の教育實地の修練を以てその資格とした。

要之國民學校教員には從來以上の學術的修養を、中等教員には一年乃至二年の實地的修練を要求したと言ふ所に師範教育改革の要點が存して居る。

### 第三節 中學校の改革

從來の中學校は傳統的に上流社會に占有されて居た。之に對して大戦後は 一、機會均等、二、人物經濟、三、適材適所等の諸方針に基づいて改革案を立てた。

元來中學校は、國民學校四年程度の上に立つ八年制の學校で上は直接大學に續いてゐる。改革案では此の八箇年をば上下二級に等分し、下を下級中學校（中學校）、上を上級中學校（高等學校）と稱し、下級四年に於て、生徒の實力及適性を檢出し、然る後上級四年に於て、愈々大學に於ける専門的研究への準備教育を施さうとした。且この下級中學校は從來と異なり、入學者を制限せず、一般國民中から入學せしめ、義務教育の後半を完了せしめ得る學校とし、之を義務制「一般中學校」と命名した。かくて「統一學校」の理想を實現しようとしたのである。

然るに此の案は色々の困難（主として政治上並に經濟上の反對）に遭遇して遂に果されず、結局一九二七年の中學校令によつて形式上大體従前通りの八年制中學校の四型（文科中學校、キムナツウム 實科中學校、レアルギムナツウム 實科學校、レアルシュレ 女子中學校）が決定されたのである。

然しながら「一般中學校」の精神は、ハウプトシューレの新制となつて實現された。若しこの制度が下級中學校にまで推し擴げられて行けば、やがて「統一學校」の理想が完全に實現されるであらう。又上級中學校もその學科課程の分化を行ひさへすれば原案に近づくことが出来るのであるから、外觀上原案と相違しても根本精神に於ては左程隔りのあるものでないことなるであらう。

要之、中學校改革の根本精神は、全國民中より「選良」を擧げ、更にその適性を檢出し、それに應じた教育を施して大學に進め、以て人物經濟、適材適所、國家活動能率増進の實を擧げんとするにあつたのである。

### 第四節 國民學校の刷新

大戦當時の國民學校は八年制で、上（三年）、下（五年）の兩級に分たれて居た。原則としては中流以下即ち「庶民」の學校であつて、上流の子弟は國民學校四年から中學校を経て大學に進んで居た。又國民學校の教育方針は「忠實なる被支配者の養成」に在つて、自律的、批判的思考能力の陶冶は禁せられて居たのである。従つて四年の時の決定によつて將來の社會的分野は截然と區別せられて居た。

之に對して新政府は共和國の精神（即ち民主主義）に基づき、輒近の教育學術の成果に則つて刷新案を立てた。之に據れば國民學校の八年を上下二級に等分し、下級を一般國民學校（即ち基礎學校）、上級を一



般中學校（即ち下級中學校）と改稱し、以て階級對立を止揚し、社會的、國民的共感を深め又他面職業指導上にも利するところあらしめんとした。教育方針に關しては從來の考へ方を排し、飽くまで自律的、批判的精神を陶冶し、獨立自營の共和國民を養成せんとするにあつた。又教授方法に關しては輒近一般教育界に信奉されて居る「三大原則」に基づいて刷新しようとした。三大原則とは、一、郷土教育の原則 二、合科教授の原則 三、作業教育の原則を謂ふのである。

第一の原則は、凡て國民學校の教授は、その郷土に即して、兒童に「手近なもの」から始めよと云ふのである。

第二の原則は、凡て國民學校の教授は、學科別に區分せず、總ての學科を綜合して、即ち「合科主義」に基づいて之を行はねばならぬと云ふのである。

第三の原則は、凡て教授に於ては、兒童の體驗に訴へ自己活動を獎勵せねばならぬと主張するのである。此の方法論上の原則は殆どそのまま實現されて一九二六年の國民學校新教科課程となつて現はれたが、最初の年限の分け方は中學校の改革案とも密接に聯關して居るので遂に否定され、依然として舊態を保つてゐる。

要之、國民學校の刷新は専ら「教育教授の方法」に關してのみ行はれたものであると云ふことが出来る。

### 第五節 女子教育の刷新

帝政時代にあつては一般に階級的差別主義が行はれて居た。之は女子教育の上にも現はれ、女子は教育

上、社會上、男子に劣るものとして取扱はれて來た。之に對して新共和國はその國是に基づき、教育上の男女同權主義の下に刷新を行つたのである。之は専ら「中學校令」（一九二七年）に現はれて居る。帝政時代には本格的な女子中學校は無く、換言すれば「女子には大學入學權はない」とされてゐたのである。

然るに新制「中學校令」には明らかに「男子の中學校は凡て女子の入學を許す。且女生徒の數が相當數に達したる場合は必ず女生徒のみの學級を併設すべきものとす」と規定されて居る。のみならず、前にも述べた如く、中學校四型の中の一に、女子中學校が數へられて居り、その卒業生は或は無試験にて、或は何等かの補充試験又は入學試験の上、大學へ入學することが出来る。要之、女子教育に關しては教育上の「男女同權主義」の下に一大刷新が行はれたのである。

### 第六節 ハウプトシューレの新設

從來八年制國民學校は大部分地方に在り、都市に於ては國民學校後期三年の爲に市民學校 *Bürgerschule* が設置されてゐた。市民學校は一八六九年の「帝國國民學校令」によつて創設されたもので、義務的な一般庶民の學校であつた。實際生活の準備及師範學校・實業學校への準備は與へるが、中學校への轉校の道は遮斷され、進學上袋小路的性質を有してゐた。

この缺陷を除去し以て一般大衆に解放された中學校として企圖されたのが所謂「一般中學校」の計畫であつた。然るにこの計畫は保守黨との論争を経て、市民學校を廢止し一九二七年八月二日附のハウプトシューレ令によつてハウプトシューレ *Hauptschule* として實現されたのである。ハウプトシューレとはフィシ



エル Fischer によれば全學制の「根幹」或は「中樞」を爲す學校の意味である。この國民中學校も云ふべきハウプトシューレがその言葉通りに中學校下級をも包攝するに至れば、眞の意味で「統一學校」の理想が實現されたのであらうが、それはしかく簡単に解決出来なかつた。かくてハウプトシューレは、(一)義務教育の完成、(二) 實際生活或は實業學校への入學準備、(三) 中學校への入學準備を任務とし、國民學校第四學年に接續する四年制の學校である。而して之を一種、二種の二級に分ち一種に於て優秀なる生徒の中學校入學を容易ならしめた。而も當分の間一年の豫科を特設して、市民學校卒業者の中學校進學の路を拓いた。

かくて改革派の理想たる「統一學校」凡てに解放された中學校」の精神は、不完全ながらもこゝにその一端が實現された。従つて從來國民學校と中學校との間に介在した溝渠が不十分ながらも埋められた譯である。

かくて市民學校の廢止、ハウプトシューレの新設を以て、この國の學制改革は師範學校の改革のみを残して、約十年を経てともかく一段落を告げるに至つた。

## 乙、一九二七年以後の學制改革

### 序 說

前述の如く奥太利に於ける學制改革は一九二六年の國民學校新教科課程、一九二七年の中學校令及ハッ

プトシューレ令によつて一段落を告げたのである。既に一九二〇年以來社會民主黨は、キリスト教社會黨に壓倒されて政權を失つてゐたのであるが、グレッケル一派の果敢な論争が或程度迄功を奏し、その理想に一步近い學制を確立することが出来た。従つて一九二七年迄の學制改革は、一言にこれを社會民主黨による改革と云ふを得よう。即ち帝政時代の特權階級獨占の教育制度を全面的に打破して、一般大衆に教育の機會均等を與ふべく統一學校の思想に基づき新共和國にふさはしい制度を一應完成したのであつた。

然るに其の後愈々國內、外の經濟的、政治的、ハイケル國防軍及社會民主黨の三者武力闘争を爲すに至つた。キリスト教社會黨のドルフスが宰相の地位に就くや、國防軍と提携してナチス及社會民主黨を斷歴して、キリスト教社會黨の獨裁に拍車をかけた。かくてキリスト教社會黨は愈々勢力を擴大強化して、ローマ法王の社會教條を擔ぎ、一九三四年五月一日附で新憲法を發布し、所謂「權威者政治」を布くに至つた。

### 第一節 新憲法と教育

新憲法は教育に關しても種々規定してゐるが、國家主義及宗教主義の強調がその二大樞軸を爲してゐる。

一、國家主義 國(聯邦)が教育制度に關する最高監督權を保持し、聯邦と各邦間の教育に關する立法權及執行權を確立した。公務に就く資格としては祖國に對して忠誠なる聯邦人たるべきことを規定してゐる。又公職に在る者に對しては特に學問と教説との自由を制限し、以て反國家的言説を殊に大學及各學校



から放逐せんと企圖してゐる。而して教師及生徒は共に善良な公民たることを要求されてゐる。かくの如く憲法によつて國家的見地から教育を統制するに至つた所以は、キリスト教社會黨の依つて立つ立場は別とするも、歐洲諸國の最近のフラスシ的傾向及その間に介在するこの國独自の困難な地位の反映でなければならぬ。

二、宗教主義 憲法及ローマ法王との條約（コンコルダト）の双方から宗教教育を規定してゐる。人口の九三%迄がカトリック教徒であり、且コンコルダトを國家成立の基石としてゐるこの國が、宗教教育を重視してゐるのは蓋し當然である。學校は宗教的、道徳的教育の義務を國家に對して負擔してゐる。（舊憲法に於ては道徳的、宗教的となつてゐた）従つて道徳教育の基礎は宗教である。更に國家主義、祖國主義すらその根源はこれを神に求められねばならぬとしてゐる。故に教員に對しては信仰の自由を制限し、生徒の教育上から宗教を信することを要求してゐる。而して學校に於ける宗教教授及宗教實習の指導監督は、これを教會の權限に屬せしめてゐる。宗教團體が一般學校法規に従つて設立した學校は、これを公立學校と認め又場合に依つては補助金も交附する。

要するに一九二七年迄に社會民主黨の主張を中心として一應完成したこの國の教育制度は、今やキリスト教社會黨獨裁の下に國家主義的及宗教主義的に再び改革されたのである。左にその改革の大要を検討して見よう。

## 第二節 國民學校の新教科課程

新教科課程が一九三〇年六月十六日附で發表された。國民學校の目的として……『己が義務に喜んで服し、己が屬する共同社會の幸福の爲に、特に民族と祖國の爲に、獻身する未來の有能なる人物の養成』……と規定してゐる。所謂教授の三原則は更に「生徒の特性及發達段階の留意」と云ふ一原則を加へ四原則となつた。四原則中『即地性の原則』を第一原則に置き、又郷土科を極めて重視してゐる。

### 第三節 ハウプトシューレの改正

新ハウプトシューレ令は一九三四年三月二十三日附、同施行規則は翌年六月二十八日附、新教科課程は同六月十二日附で公にされた。

(一) 義務教育の完成、(二) 實際生活の準備、(三) 上級學校への準備、を任務とせるハウプトシューレも……『少年を宗教的、道徳的、祖國的及民族的に感じ、考へ、行動する様に教育する』……ことを目指してゐる。教授の原則としては、やはり四原則を掲げてゐるが、國民學校との相違は、『即地性の原則』に換ふるに第一原則として『實際生活の留意』をもつてしてゐる點である。又教材に於ても實際生活を十分顧慮してゐる。國語（獨逸語）を一層重視したこと、體操科に於て男子に軍事教育を課したことは、注目に値する。

### 第四節 中學校の改革

新中學校令は一九三四年三月二十三日附、新學科課程は翌年六月十二日附で公布された。新中學校令で女子に對してオーバリーリツェウムを新設して、女子教育の擴充を計つた。高い一般陶冶と同時に大學入學



の教養を與へることを目指す中學校も……『道德的、宗教的、祖國的、及民族的に感じ、考へ、行動するよう教育する』ことを明示してゐる。

新學科課程に於て中學校の第八學年（最上級）に祖國科 Vaterlandskunde を新に設けた。祖國科は奥太利の歴史・地理・公民科を一括したもので、これに毎週三時間を配當してゐる。新奥太利の基礎及その政治的、社會的、經濟的及精神的—文化的の生活の構造の正確なる知識を授け、以てキリスト教的、獨逸的、自由な奥太利の發展の爲に獻身する公民の養成を目指してゐるのである。又第一學年及第四學年で奥太利の歴史及地理を徹底的に授ける。

更に祖國教育の根幹として體操科の中で軍事教育を行ふことになつた。男子青年は、祖國防衛の爲に道徳的、精神的及肉體的準備を爲し、戰鬥力を培はねばならぬとするのである。

中學校に於て現代外國語を重視したこと及リアルギムナジウムを高く評價するに至つたことも注意せられねばならぬ。

### 第五節 大學の改革

大學の教授、助教授の任免及管理に關しても一九二〇年來施行されて來た規定に對して、最近若干の修正が行はれた。この方面に於ても自由主義的傾向より國家主義的傾向へと轉じ、大學の統制が顯著となつた。例へば國家的見地から必要の場合大學の教授・助教授を聯邦文部省が退職せしめ得ることにした。祖國に忠誠なる聯邦人のみ教員たる資格を有するからである。

大學の使命も亦道徳生活及民族共同社會の要求下に置かれ、大學は學術研究の外に『學生をして祖國、共同社會の精神を體得せる道徳的人格に迄教育する』使命を有せねばならぬ。従つて又學生の義務として、

(一) 世界觀教育並に公民教育の講義及奥太利の理想的、歴史的基础に關する講義を必ず聽講すること、(二) 軍事教練に参加すること、(三) 教練服務期間に大學野營ホッホシュユールラーガーに参加することを規定した。大學野營の期間は四週間乃至八週間で、相當の體格を有する三十歳以下の正規學生（但し僧籍にあるものは例外）は凡てこれに参加する義務がある。その参加者のみが原則として卒業試験に應ずることを許可される。最近公布された『公務に就く爲の軍隊教育の必要に關する法律』によつて、一九一七年一月一日以後出生の男子は、服務不適任者及僧籍に在る者を除き、武装軍隊教育を受けた者のみ公務に採用されることを規定した。従つてこの規定は大學及中學校にも適用されるのである。

### 第六節 教員養成の改革

教員養成（國民學校）制度の改革は、その急務が叫べながら、一九二七年迄の學制改革に於て尙未解決であつた。一九二五年にウィーン市に大學程度ベグライムキッシュエインシュトゥットの教育研究所の設置を見、又一九二七年に教員養成の實驗學校が企てられたが、地方に於ては舊態依然として四年制の師範學校が國民學校教員養成に當つてゐた。

然るに聯邦議會通過の新教員養成令は愈々本年（一九三七年）六月一日より效力を發生するに至つた。師範學校 Lehreraekademie を稱することとし、その修業年限は二箇年延長して六箇年とした。六箇年中、



下級四箇年に於て高い一般陶冶を與へ、上級二箇年に於て教職的陶冶を授ける。而して新師範學校は獨逸の教員養成と異なり國民學校八年（竝に中學校及ハウプトシューレ四年）の上に接續せしめ、以て一般大衆、特に身心共に健全なる地方人からの入學を要求したのである。蓋し、今日に於て師範學校の任務は愈々重く、従つて師範學校は『宗教的、道徳的、祖國的、民族的に感じ、考へ、行動し、青少年をこの精神に迄教育する能力と意思とを有する教員を養成』せねばならぬからである。かゝる國家的見地より、從來その半數以上も私立であつた師範學校を凡て公立に移管して聯邦に專屬せしめることに定めた。體操科に於て軍事教育と共に共同社會的訓練を重視し、又入學の條件として身體強健、品行方正と共にその祖國精神も問はれるのである。

師範學校卒業生には中學校卒業證書ライトツォイグニス及國民學校教員資格證書が與へられ、更に（綜合）大學の哲學部入學資格が與へられることになつた。

かくて多年の懸案であつた教員養成の改革を以て再びこの國の學制改革は、一段落を告げるに至つた。

### 第七節 結 論

要するに一九一八年（奥太利共和國成立）より一九二七年に至つて一應完成せるこの國の教育制度は、社會民主黨の思想を中心とした教育の機會均等主義、自由主義、社會主義に基づくものであつたのに對して、一九二七年より一九三七年（本年）に至つては一段落を告げると思はれる學制改革は、先の改革の基礎の上に更にキリスト教社會黨のキリスト教主義、國家主義によつて行はれてゐるのである。先の改革を

帝政時代の教育制度のアンテテーゼとすれば、最近の改革はこれをジントテーゼと云ふを得よう。

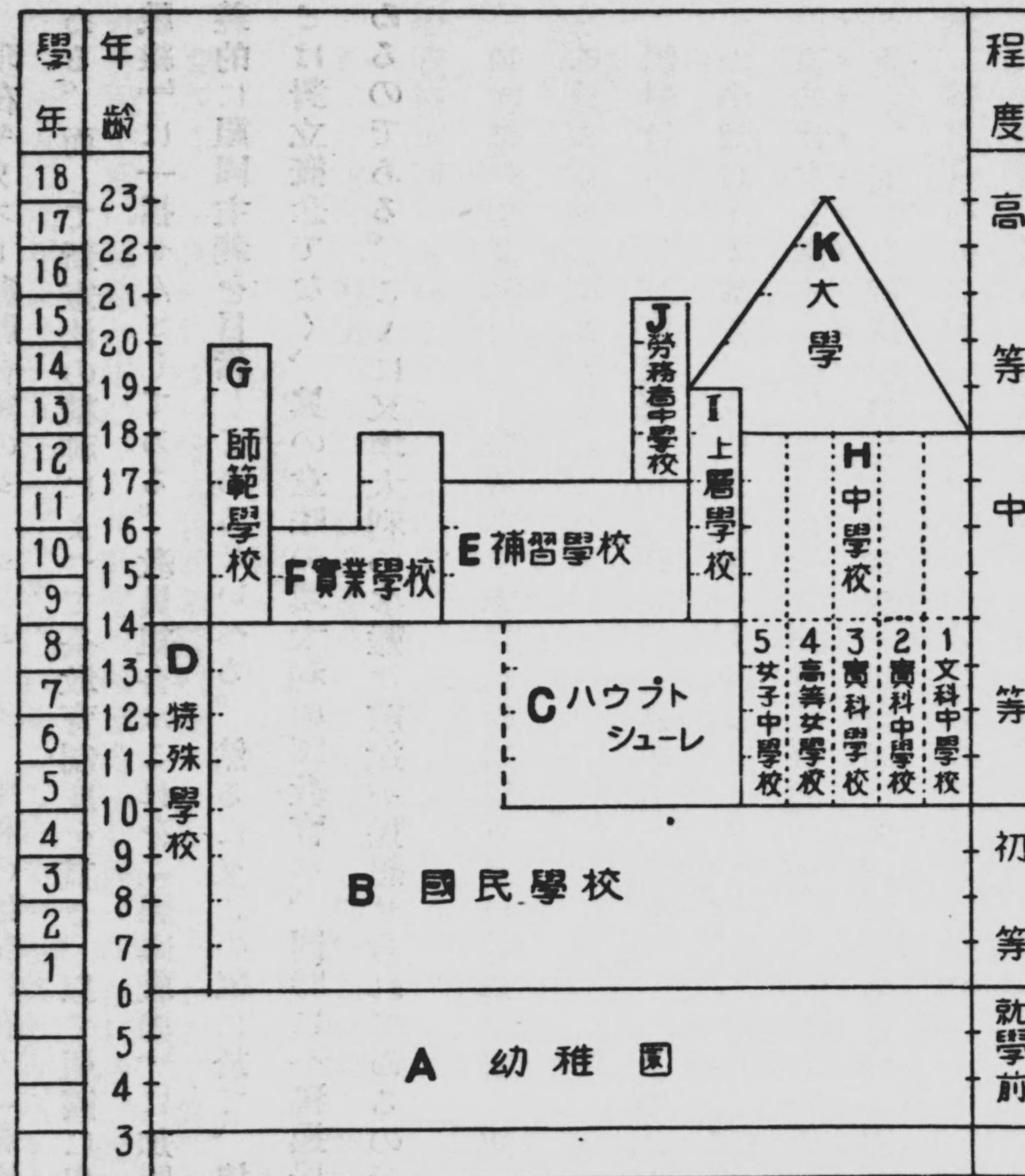
現在キリスト教社會黨のシュシュニツク、宰相の地位に在り『祖國戰線』ファタールンデインシュエフロントを統率して獨裁權を確立してゐる。而して新憲法の精神によつて全教育制度を貫き、以て祖國に忠誠な奥太利人の超黨派的同盟『祖國戰線』に一括せんとしてゐる。教員組合はこれを『祖國戰線』に加盟せしめた。かくてこの國の教育は一義的に祖國主義を目指してゐるといへる。然るに又この國に於て、奥太利的 Österreich と獨逸的 Deutsch とは對立概念でなく、眞の意味の奥太利祖國教育は、同時に全獨逸民族に對する奉仕であると信せられてゐるのである。こゝに又奥太利の多難な前途が豫想せられてゐるのではあるまいか。

（完）



# 大戦後に於ける伊太利の教育制度改革

## 利 太 壘



- |   |                           |                   |
|---|---------------------------|-------------------|
| A | Kindergarten              | 幼 稚 園 校           |
| B | Volksschule               | 幼 國 民 學 校         |
| C | Hauptschule               | ハ ウ プ ト シ ュ ー レ 校 |
| D | Sonderschule              | 特 殊 學 校           |
| E | Fortbildungsschule        | 特 補 習 學 校         |
| F | Fachschule                | 補 實 業 學 校         |
| G | Lehrerakademie            | 師 範 學 校           |
| H | Mittelschule              | 中 學 校             |
| 1 | Gymnasium                 | 文 科 中 學 校         |
| 2 | Realgymnasium             | 文 實 科 中 學 校       |
| 3 | Realschule                | 文 實 科 中 學 校       |
| 4 | Oberlyzeum                | 文 實 高 等 女 中 學 校   |
| 5 | Frauenoberschule          | 文 實 高 等 女 中 學 校   |
| I | Aufbauschule              | 上 層 中 學 校         |
| J | Arbeitermittelschule      | 上 勞 務 者 中 學 校     |
| K | Universität u. Hochschule | 大 學 校             |

大戦後に於ける利太壘の教育制度改革



## 大戦後における伊太利の教育制度改革

### 序 説

#### チェンティレ教育改革前の状況

伊太利に於ける教育制度の基礎をなすものは一八五九年のカザッティの法律であつた。本法はその後六十年間に亘り、その間多少の部分的改正はあつても、その根本組織に何等の變動なくチェンティレの改革まで実施せられた。

併し二十世紀に入り教育制度の全般的改革（特に初等教育）が次第に叫ばれるやうになり、教育関係者の間に於ては熱心に研究調査が進められた。殊に大戦に遭遇するに及び伊太利に於ける教育改革の必要は痛感せられ改革の機運大いに動き、幾多の改革案が作成せられた。即ち一九〇七年のコッラディーニ氏を委員長とせる調査委員会の報告書、大戦中の伊太利教員聯合会の改革案及一九一八年の教育制度調査委員会の報告等である。前二案は初等教育の改革を中心とせるもので、案そのものには相當輿論の支持もあつたが、政治的及社會的事情の爲に実施を見るに至らなかつた。

最後の教育制度調査委員会は一九一八年六月勅令によりて任命せられたもので、休戦直後その報告が出來上り、次の諸項が答申された。



- 一、總ての學校法規の勵行とその目的に對する國家財政制度の檢討をなすこと
  - 二、國民教育制度の一部門として幼兒學校を設置すること
  - 三、強制學校法を勵行する爲に各地方の人口に應じて新校舍を増設すること
  - 四、各市町村に一校以上の四箇年制の強制學校を設置すること
  - 五、臨時教員養成の爲に特殊中等學校を設置すること
  - 六、教員俸給の最小額を年額三千リレに引上げること
  - 七、授業日數を増加すること
  - 八、生徒の最終卒業年齢を十八歳に決定すること
  - 九、四十五歳迄の無學の成人に對する強制學校を設置すること
  - 一〇、衛生・保健・語學の通俗講座を設置すること
  - 一一、國家豫算は一般教育の必要によつて定めらるべきで、一般教育が國家豫算によつて支配せらるべきでないこと
- この答申には具體的改革案は伴はなかつたが、大戦による疲弊にも拘らず政府により認めらるるどころとなつた。具體的改革は一九二〇年より一九二一年に至り、文部大臣ベネデット・クロッチェにより着手された。氏の「中等學校試験に關する法案」は氏の企畫せる教育制度改革の目標を明示せるものであつた。然しながら一九二一年七月四日内閣の瓦解はこの法案を議會に於て審議未了に終らしめた。

## 第一節 デンティレの教育改革

——一九二三年——



ムッソリーニ氏が首相となるや、氏は一九二二年十月ジョヴァンニ・デンティレ教授を文部大臣に任命し、間もなく、下院の承認を経て無制限の權能を與へ、教育制度改革のことに當らしめた。之に依つてデンティレは何等の拘束なく數箇月を出でずして、伊太利教育制度改革案を完成することを得た。勿論、其の大綱は既に前掲の改革案調査委員會その他多くの教育關係者によりて十分討議され盡したことであつた。

### 一、改革の根本精神

1. ムッソリーニ黨のファシズムとクロッチェ及デンティレ一派の理想主義との關係  
デンティレの改革は世界大戦以後頓に勃興した民族的國家主義の波に乗つたムッソリーニ黨のファシズムの政治的及社會的政策と、クロッチェ及デンティレ一派の理想主義の教育理想との合作であつた。その教育的理想と政治的政策との間には全面的一致は無かつたとしても、兩者の協調宜しきを得て、良く新時代の要求を容れ、過去半世紀に互る教育問題の紛争を一掃し、新伊太利の教育全體に互りて新精神を注入し、その制度と内容とに統一ある體系を與へたものである。
2. ファシストの主張とその政策  
ファシストが厥起する迄の伊太利は、地方的割據と個人的の利己感情に充たされ、古ローマの國家



的統一精神や文化的人道精神は、その片影すら見出すことが出来なかつた。ファシストはこの廢棄せる時勢に憤激して、祖國古羅馬傳統的文化と宗教とを以て、國民の民族的意識を覺醒し、國家的統一を圖らんとするのである。

國家は國民のために存在するのではない。國民こそ國家の爲に存在するのである。總ての個人は民族的歴史的精神を通じて始めて國民たることが出来、國家社會の爲に貢獻することによつて、人格的活動をなし、その價值も權利も認められるとは彼等の主張なのである。

ファシストはかゝる國家的見地に立ちて、國民的精神を振作し全國民を打つて一丸となし、以て、  
 (一) 國家財政の復興、(二) 能率増進の爲に中央集權制度の確立、(三) 教育改革、(四) 勞働爭議の平和的取締、(五) 國家生活の各方面に於ける秩序の再興、(六) 政府各省に於ける綱紀肅正、(七) 農業の改善及工業の振興を圖ること、をその政策とした。

而して此等の政策實行の根本は教育の改革によつて國民を根底より改造するにありと見た。

### 3. デンティールの理想主義的教育觀

クローチエ及デンティールの理想主義哲學は、ヘーゲル哲學の伊太利的再生で、精神的倫理的國家至上主義である。ムッソリーニ内閣の成立後第二日、新文部大臣デンティールは全國各地方當局に對する挨拶に於て、

「余は伊太利國全教員に祖國の將來の爲、益々新なる勇氣を以て努力せられんことを切望し、且援

助を求め……國家は個人にとつての障害物や、外的統制の組織ではなく、實に倫理的存在であつて、個人の良心と同じく、その人格性を開展し、人間社會に於てその史的發展を遂ぐるものである。……國民は自己を意識し、自ら歴史の過去を意識する意思である。その意思たるや達成すべき目的、實現すべき使命を自覺して我々の國民性を規定し且表現する。我々の生命はこの意思の爲に必要とあれば犠牲に供せらるべきである。……國家の能動的意識はやがて思惟せられ、觀念せられ、満足せらるべき道德性の組織である。それ故に國家は當然、教師であり、その道德性を増進する爲に學校を維持經營し且發展せしめ、學校に於て國家は自己の眞實在の意識に到達する。云々」

と述べてゐる。

之を要するにデンティール一派の教育は、伊國青少年の胸裏に祖國の民族的文化によつて、民族的精神を喚び起し、一身を捧げて國家の精神的倫理的使命遂行のために貢獻せしめんとするにある。

### 二、ムッソリーニ首相の懐く新改革方針

ムッソリーニ首相の抱懐せる新改革方針の概要は次の如し。

1. 小學校以上の教育は、それを受くる價值ある者にのみ授くること。その他のものは私立學校に於て中等教育を受けねばならない（この方針はデモクラシー教育觀念に正反對である）
2. 官立學校の生徒及私立學校の生徒は國家試験に對しては平等の取扱ひを受くること（本方針は私

大戦後に於ける伊太利の教育制度改革



立學校の開設を促進せしむるに役立つた)

3. 私立學校は國家の監督を受くること(斯くて官立學校と私立學校との間に健全なる競争が助成された)

4. 次の諸點を強く生徒に意識させる爲に政府の教科書を制定すること (a) 歴史を通しての伊太利人民はどんなであつたか、(b) 發見及發明、知識の財産、藝術、及文明に於ける彼等の全人類への貢獻、(c) 伊太利の美と生氣回復、(d) 全世界に散在せる伊太利人によつて行はれてゐる役割

5. 官立の中等學校への入學は總て試験によること(これは優秀なる生徒に對する教育の特權を保證し、高等程度の教育に對する學力の標準を定めるものである)

6. 初等教育は二通りの目的を有す。即ち、廣汎な一般教育を與へること、も一つは中等學校への準備教育をなすこと。

7. 種々の必要に應ずるため各種の中等學校及實業學校を設立すること(工業・商業・農業等)

8. 大學の整理を行ひ、他の諸學校と聯關を保たしめること

9. 初等、中等の各學校の課程を全般的に改正すること

10. バリッラ(バリッラ少年隊)及アヴァングルディステイ(バリッラ前衛隊)は學校が實施することの出來ない課程外の活動を實行すること

11. 伊太利學士院を程度の高い教化・科學・藝術及文學への貢物として創設すること

### 三、改革の主要事項

改革案は勅令によつて續々實施されて行つた。即ち、一九二三年六月の勅令にて「文部省の新組織」(大臣及補助機關の組織及權限)、同年七月省令にて「中央官廳の事務所管」、同年九月の勅令にて「小學校の組織」(學年、教科課程、試験及教授時數)、同年五月の勅令にて「中等教育の組織」(實業學校及師範學校をも含む)、同年九月勅令にて「官立中等學校の教授時數及學科課程の認可」、同年三月の勅令にて「教科書」等を續々發布して改革は實施されて行つた。次項に於て改革の要點を説明する。

### 四、改革の要點

1. 國民精神の作興による人格の陶冶

祖國羅馬の民族的歴史及文化、特に古典・藝術・宗教によりて國民精神を涵養せんが爲に、

(a) 國史教授に力を用ひ、祖國の興亡に關する政治的、軍事的業績を主とせる指導者の歴史を授け國民精神を鼓舞せること。

(b) 古典及藝術の教授に力を用ひ、羅句語及古美術を通じて祖國の歴史、哲學、宗教、文學及藝術を授け、民族的精神を涵養せること

(c) 特に宗教及哲學の教養を重んじ、初等及中等教育に於ては、宗教を最も重要なる學科として課し、羅馬法王廳の監督によりカトリック教による宗教々育を施し、之を以て全課程を貫き、カトリック的國民精神を陶冶せること



以上の教育はすべての學校に於て之を重視し、特に愛國心の鼓舞、協同奉仕の精神の涵養に力を用ひた。

2. 國力充實の爲の教養

- (a) 總ての學校に於て理科及實業科の教授に力を用ふること
- (b) 實業教育及職業教育刷新の爲に、

(イ) 小學校の高等科及補習科を改造して、職業準備學校とし、各種の下級職業教育を施す所とせらるること

(ロ) 八年制の實業學校を設け、之を上下四箇年に二分し、下級をして中學校の機能を兼ねしめ、

之を修了せるものは、各種の上級實業學校及理科高等學校に入學し得ることとせらるること

(ハ) その他、職業準備學校を基礎とする農・工・商業の二箇年又は三箇年の下級實業學校、三箇年

3. 國民の體位向上と團體教練

(a) 學校教育及社會教育を通じて最も體育を奨励し、國民の體位向上を圖ること

(b) 特に體育はフアシストに屬するパリッラ團及青年團の事業として之を勵行し、且軍事的團體教練

3. 4. 普通教育の普及發達

- (a) 就學前の幼兒教育を改善し、三歳より六歳に至る幼兒を保育する幼兒學校、又は小學校に附設せる「準備級」を設け、之を公立、私人立、慈善團體又は宗舍等の經營として普及せしめたること

(b) 義務教育年限を六歳より十四歳までとしたること

(c) 小學校を六歳より十一歳に至る五箇年制とし、下級三箇年、上級二箇年に兩分し、その普及に努めたること

(d) 國庫の補助によりて小學校の増設、小規模の小學校の擴張を奨励したること

(e) 成人教育を改善し、成人の文盲撲滅運動を起したること

5. 中等教育の改善及解放

(a) 従來の八年制高等學校に、現代的改正を加へたる外に、八年制實業學校の下級部を廣く一般的に解放し、之に實科中學校と中間學校の機能を共有せしめ、その修了者に、各種實業學校の上級部

は勿論理科高等學校を経て大學入學の途を開き、又師範學校上級部入學の資格を與へたること

(b) 中等教育以上に於ては選良主義をとり、一面に於て中等教育を普及すると同時に、他面に於て中間學校の機能を發揮せしめ、適性教育と、試験制度の統制により、生徒各自の性能に適應せる進學の指導をなすと同時に、新卒業者の就職難を防止せること

(c) 學科課程を改正し、特に體育を奨励せること



## 6. 高等教育の改造

- (a) 従來の大學を、(A) 國家の維持による官立大學、(B) 國家の補助又は地方公共團體の維持による官立大學、(c) 純然たる私立大學とに分ち、之に國家的統制を加へたること
- (b) 大學は單なる知識の傳達者でなく、創造者として、又國民文化の活動の中心としての機能を十分發揮せしむる爲に學術的及行政的目的を興へて之を改造したること

## 7. 教員に關する制度の改正

教員の生徒に對する内面的感化及同情的誘導を重視して教員の養成及檢定に改正を加へ、且教員の待遇を向上して生徒の安定を圖り、特に

### (一) 小學校教員に關しては、

- (1) 師範學校を改正して七箇年制とし、之を上下兩級に分ち、下級四年、上級三年とし、下級部は實業學校の下級部と略々同様の課程とし、且同様の機能を與へ之を修了せる者及實業學校の下級部を修了したる者を上級部に入學せしめ、教職的陶冶を加ふることをしたること  
その課程に於て國語・ラテン語・哲學・文學・藝術等民族的人文科の教授を重視し、之に依つて涵養せる國民的人道的精神を以て、全教育を一貫せんと期したること
- (2) 師範學校卒業者は、教員檢定試験に合格の上、試補として三箇年間實習の後始めて正教員として之を任用することとしたること

- (3) 師範學校の上に四年制高等師範學校を置き、小學校長、視學、視學官又は師範學校並に高等學校及實業學校下級部の教員を養成し、小學校教員の爲に榮達の途を開きたること
- (4) 視學制度を改正し、小學校教員の指導監督及任免を公正にし、且教員の拔擢淘汰を勵行したること
- (5) 教員の恩給及俸給を増加し生活の安定を圖りたること

### (二) 中等教員に關しては、

- (1) 新に中等教員の任用資格を定め、大學卒業を受験資格とする嚴正なる教員檢定試験を行ひ資格の向上を圖りたること
- (2) 檢定試験合格者は成績の優良なるものより、毎年官公立學校教員についての調査による缺員數だけを採用し、その他のものは私立學校教員たる資格を與ふるに留めたること
- (3) 教員の資格及免許狀に關する制度を改正し、從來一學料の資格にて教授を兼任せる弊を改め正教員は少くとも關係學科二、三科目の資格を併有せしめ、之に依つて各校専任としてその教授及訓練の徹底を圖らしめたること
- (4) 教員の指導監督、任免、拔擢淘汰及待遇に關することは、小學校教員の場合と同様勵行したること

## 8. 教科書制度の改正

大戦後に於ける伊太利の教育制度改革



教科書の検定及販賣に關する制度を改正し、教育の徹底を圖ると共に、從來の教科書販賣に關する積弊を一掃したること

9. 全學校系統に於ける統一學校組織

學校系統全體を統一學校の精神に基づきて統一し、

(a) 基礎學校としての小學校の上に接續する諸學校は、大體に於て之を職能別とし、而も之等相互に縦横の有機的聯絡を保たしめ、何れの進路を選ぶも、その性能に應じて最高の教育を受け得る途を開きたること

(b) 試験制度を確立し、中等校以上の學校の入學資格及職業資格はすべて之を公正なる國家試験によつて與ふることなし、又之に依つて性能に應ずる教育の機會均霑を勵行したること。

(c) 獎學制度を設け、素質優良にして學費乏しきものを獎勵し野に遺材なからんことを期したること

10. 成人教育と社會教育の改善

各種の學校教育と各地の公共團體及ファシストに屬する團體との協力により、成人教育及社會教育の改善を圖り之が普及發達に努めたること

11. 教育行政の中央集權化

中央官廳の權限を擴張し、全國教育行政の中央集權化を圖ると共に中央及地方當局に屬する各種

の諮問委員會を設けて、相互の協調を保ち、且必要なる場合には中央より地方に補助を與へ、以て全國教育の統一普及徹底を期したること

12. 私立學校の監督及補助

私立學校を監督して、教員の資格及學科課程の實施に關する規定を勵行せしむると共に、總ての中等資格に對する國家試験の實施によりて、從來これ等の試験に關し、官公立學校の獨占せし特權を撤廢して平等な取扱をなし、之によつて官公立學校の壓迫を除去し、特に成績優良なるものには補助を與へて之が發達を期したること

以上はチェンティールの改革によりて、その後實施され又實施されつつある事項の要點であるが、斯の如き大規模の改革が一哲學者の立案に成り、一政治家の實力によりて斷行され着々その成果を收めつつあるのは、伊太利に於ける従前の教育が低級にして、且その積弊につき過去數十年間に互り、討議抗爭を重ねてきた結果であるとは云へ、そこに偉大なる何物かがなければならぬ。それは國民全體の協力であり、熱であり、愛である。ムッソリーニはその力を集め、チェンティールは之に方向を與へた。

第二節 最近に於ける小改革

一、一九三〇年十月六日緊急勅令第一三七九號による職業準備中等學校 scuola secondaria di avvia-

大戦後に於ける伊太利の教育制度改革



mento professionale 及職業準備級 corso secondario di avviamento professionale の新設

本法により従來の補習學校 scuola complementare 及補習科 Corso integrativo に代り職業準備中等學校及職業準備級が新に設けられた。前者は修業年限三箇年にして、工業・農業・商業・航海の四種類があつて、一般的中等實業教育を授け、又下級實業學校その他の職業學校へ進むに必要な基礎陶冶を行ふ。後者は修業年限一箇年若しくは二箇年である。

二、一九三一年六月十五日法律第八八九號による「中等實業教育の再組織」

本法は中等實業教育を行ふ學校として(1) 職業準備中等學校及準備級、(2) 下級實業學校、(3) 女子職業學校、(4) 女子職業學校教員養成學校、(5) 實業學校(下級及上級)を擧げてゐる。この中(2)、(3)、(4)、(5)の諸學校を實業教育諸學校 "Scuole e istituti di istruzione tecnica" と稱してゐる。

而して本法は中等實業教育の目的及組織、右の實業教育諸學校の教授組織・教職員・試験・生徒・學費等その他必要な事項について詳細に規定し、以て實業教育學校を整備改造した。これによつて複雑なる伊太利中等實業教育の制度は整然たる姿となつた。

(完)

昭和十二年九月十一日印刷  
昭和十二年九月十三日發行

文部省教育調査部

印刷者 東京市京橋區八丁堀四丁目五番地  
小 西 嘉 三 郎

印刷所 東京市京橋區八丁堀四丁目五番地  
不 二 印 刷 社

電話京橋 56 (二五六三  
二七二六三



大戦後に於ける歐米各國の教育制度改革正誤表

頁	行	誤	正
凡例	五	看照 地方教育當局として 併し保育學校は最も 下級中學校(中學校) (國民學校?)	參照 地方教育當局をして 保育學校は最も 下級中學校(中學校) (國民學校の)
一五	六		
一六	一		
六〇	二		
六九	二		
六九	二	叫。れ	叫。ば。れ



256  
70

